

平成28年第1回森町議会12月会議会議録（第1日目）

平成28年12月6日（火）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時55分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 一般質問
- 5 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
平成28年度森町一般会計補正予算（第8号）
- 6 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第 1号 財産の処分について
- 8 議案第 2号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 3号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 4号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 5号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 6号 森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例の一部を改正する条例制定について
- 13 議案第 7号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 14 議案第 8号 森町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 15 議案第 9号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 16 議案第10号 平成28年度森町一般会計補正予算（第9号）
- 17 議案第11号 平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 18 議案第12号 平成28年度森町介護保険事業特別補正予算（第3号）
- 19 議案第13号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 20 議案第14号 平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第1号）
- 21 議案第15号 平成28年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 22 議案第16号 平成28年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 23 議案第17号 平成28年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 24 同意第 1号 副町長の選任について

- 25 意見書案第1号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書
- 26 意見書案第2号 「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書
- 27 意見書案第3号 介護報酬の再改定を求める意見書
- 28 意見書案第4号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置、並びに「高額療養費」と「後期高齢者窓口負担」の現行制度維持を求める意見書
- 29 意見書案第5号 年金支給額抑制に反対し、最低保障機能の拡充を求める意見書
- 30 意見書案第6号 大雨災害に関する意見書
- 31 意見書案第7号 JR北海道への経営支援を求める意見書
- 32 議員の派遣について
- 33 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長	16番	野村洋君	副議長	1番	三浦浩三君
	2番	菊地康博君		3番	加藤進君
	4番	黒田勝幸君		5番	山田誠君
	6番	檀上美緒子君		7番	河野文彦君
	8番	佐々木修君		9番	小杉久美子君
	10番	久保友子君		11番	木村俊広君
	12番	西村豊君		13番	堀合哲哉君
	14番	松田兼宗君		15番	宮本秀逸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	梶谷恵造君
副町長	片野滋君
会計管理者兼 出納室長	佐々木陽市郎君
監査委員	池田勝元君
総務課長	木村浩二君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	菊池一夫君
防災交通課長	小田桐克幸君
契約管理課長	小井田徹君
企画振興課長 企画振興課参事 兼計画係長	長瀬賢一君 川村勝幸君

税 務 課 長	山 田 真 人 君
収 納 管 理 課 長	池 田 仁 志 君
保 健 福 祉 課 長	住 吉 英 勝 君
保 健 福 祉 課 參 事	千 葉 正 一 君
保 健 福 祉 課 參 事 兼	金 丸 由 起 子 君
保 健 セ ン タ ー 長	島 田 宏 信 君
住 民 生 活 課 長	山 本 憲 君
環 境 課 長	山 宮 本 崎 涉 君
農 林 課 長	鈴 木 修 一 君
農 業 委 員 會 事 務 局 長	黒 川 安 一 君
水 産 課 長	岩 瀨 英 一 君
水 産 課 參 事	寺 澤 英 樹 君
商 工 勞 働 観 光 課 長	横 山 崇 裕 君
商 工 勞 働 観 光 課 參 事	富 原 尚 史 君
建 設 課 長	落 合 浩 昭 君
砂 原 支 所 長	地 域 振 興 課 長
地 域 振 興 課 長	兼 地 域 振 興 係 長
兼 地 域 振 興 係 長	町 民 セ ン タ ー 長
兼 町 民 ・ 年 金 係 長	保 健 対 策 課 長
兼 保 健 対 策 課 長	教 育 長
教 育 長	学 校 教 育 課 長
学 校 教 育 課 長	社 会 教 育 課 長
社 会 教 育 課 長	兼 公 民 館 長
兼 公 民 館 長	図 書 館 長
図 書 館 長	生 涯 学 習 課 長
生 涯 学 習 課 長	兼 生 涯 学 習 係 長
兼 生 涯 学 習 係 長	体 育 課 長
体 育 課 長	兼 体 育 館 長
兼 体 育 館 長	青 少 年 會 館 長
青 少 年 會 館 長	給 食 セ ン タ ー 長
給 食 セ ン タ ー 長	さ くら の 園 ・ 園 長
さ くら の 園 ・ 園 長	病 院 事 務 長
病 院 事 務 長	上 下 水 道 課 長
上 下 水 道 課 長	上 下 水 道 課 參 事
上 下 水 道 課 參 事	消 防 長
消 防 長	兼 消 防 次 長
兼 消 防 次 長	兼 庶 務 課 長
兼 庶 務 課 長	消 防 署 長
消 防 署 長	

○出席事務局職員

事務局 局長 兼
次長 兼
議事係 長
庶務係 長

藤 田 司 志 君
村 本 政 君
喜 田 和 子 君

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 承認第 1 号 専決処分した事件の承認について
平成 28 年度森町一般会計補正予算（第 8 号）
- 3 承認第 2 号 専決処分した事件の承認について
平成 28 年度森町介護特別会計補正予算（第 3 号）
- 4 議案第 1 号 財産の処分について
- 5 議案第 2 号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 3 号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 7 議案第 4 号 森町税条例の一部を改正する条例制定について
- 8 議案第 5 号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 9 議案第 6 号 森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例の一部を改正する条例制定について
- 10 議案第 7 号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について
- 11 議案第 8 号 森町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 12 議案第 9 号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について
- 13 議案第 10 号 平成 28 年度森町一般会計補正予算（第 9 号）

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

平成28年第1回森町議会12月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ではありますが、森町議会会議条例第4条第1項第2号の規定により、12月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

開会に際し、傍聴者初め皆様にお願いがございます。議場におけるボイスレコーダーの持ち込みや携帯電話の音は本会議の妨げとなります。持ち込まないのが原則ですが、マナーモードに設定するか電源を切って入場されるようご協力をお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席13番、堀合哲哉君、議席14番、松田兼宗君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

次に、審議日数ですが、本日から12月7日までの2日間を予定しておりますので、議事運営にご協力をお願いいたします。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略いたします。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第4、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

順番に発言を許します。

また、議事進行についてですが、質問並びに質疑は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、また答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、

また当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、あわせてお願いいたします。

初めに、1、災害時の福祉避難所について、どさんこ酒場森町しげぞうについて、議席4番、黒田勝幸君の質問を行います。

最初に、災害時の福祉避難所についてを行います。

○4番（黒田勝幸君） おはようございます。それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、災害時の福祉避難所についてでございます。森町では、災害時の避難所として各町内会館や学校、公民館など公的施設を指定しておりますが、福祉避難所はまだ指定しておりません。福祉避難所は、通常の避難所とは別に、国が自治体に指定を求めています。避難時の障がい者や高齢者らのストレス軽減するため、バリアフリー化施設など望ましいとなっております。森町でも福祉避難所としてさくらの園やシャリテさわらなど公的施設を指定してはいかがでしょうか。また、8月30日発生の台風10号では、森町も長時間停電いたしました。停電すると何も機能しない時代となりました。特に介護施設は困ります。シャリテさわらでは非常用自家発電機がありますが、さくらの園ではありません。緊急時に備えて非常用自家発電機を設備してはいかがでしょうか、町長の所見を伺います。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の質問にお答えします。

災害時の福祉避難所につきましては、現在関連する部署において連携を図りながら、内閣府が発行する福祉避難所設置運営に関するガイドラインなどを参考に準備を進めております。福祉避難所の対象は、高齢者を初め、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者で、介護保険施設や医療機関等において入所、入院するに至らない程度の在宅の要援護者を対象としております。町では、避難行動要支援者の方を把握しておりますので、避難された方のうち特別な配慮が必要な方を受け付け、必要に応じて福祉避難所を開設することになります。さくらの園やシャリテさわらなどの介護保険施設につきましては、要介護認定を受けている方や身体状況等の悪化により緊急に入所が必要な方に対する緊急入所等に対応すべき施設と捉えておりますが、施設の状況等を確認しながら、福祉避難所としても指定するよう進めてまいりたいと思います。今後は、他の施設等を含め、福祉避難所指定に係る協力の依頼、施設の設備などの調査を行い、指定することが適していると判断される場合には指定に結びつけたいと考えております。また、非常用自家発電機の整備につきましては、災害時などの停電による事故防止のためにも今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 福祉避難所については準備していると、そういうものがきちっとでき次第、それに見合うような施設なり場所を開設したいということです。町長もごらんになったと思うのですが、10月14日の北海道新聞です。これには乙部町の記事が出

ております。乙部町にはバリアフリー化したホテルあすなろという、そういうホテルがございます。これは、障がい者が楽に利用できるような施設だそうでございます、そこが乙部町と福祉避難所として提携しましたと、こういう記事でございます。近隣でそういうところもありますので、町長は前向きに早くやってくれるのだらうけれども、今こういう時代で、何起きるかわからないような時代になりましたので、早期にそういうことをしてほしいなど、このように思っております。特にさくらの園さんでは、待機者が88名の方が待機していると、これはご存じのように特老でございますので、介護度3以上の方なのです。やはりそれぞれ障がいがある方なのです。それと、シャリテさんのほうも100名から待機者いると、3以上の方が、そういう人がおるわけ。有事の場合にそういう人もやっぱり避難しなければならないわけ、いろんな形の中で。そうすると、一般の避難所ではなかなか大変な場合も出てきますよね。そういう人に限らず、やはり障がいのある方もおりますし、高齢者も多くなっておりますので、そういう施設の整ったところで避難することによって、介護の人もおりますし、安心した避難生活ができるのでないかと、このように思っております。なるべく早期にいろいろ調べまして、準備でき次第指定していただきたいなど、このように思っております。

それと、非常用の発電機でございますけれども、検討するというお言葉いただきました。検討するのだから、これいつ検討、決定するかわからないけれども、何でも早くやってほしいということなのです。ということは、このたびさくらの園さんのほうでもアスベストの問題が出ましたよね、今ボイラー使えなくなりました。それで、各居室にFFストーブつけました。それで、いずれ煙突使えるようになればボイラーも動きますけれども、この間協議会での発言で、非常時のためにそのまま設置しておく、という考え方も述べられました。FFストーブもやっぱり電気ないとうまくないわけ、そういうこともありますので。発電機も高いものだと思います。去年だったか、役場のほうでもつけさせていただきましたが、2,500万ぐらいかかったようでございますけれども、恐らくどこにつけるにしてもそのぐらいかかるのかなと、こう思いますけれども、先ほど来言っているとおり、今何起きるかわからないような時代になりましたので、不測の事態に対処するためにも早期に、お金はかかるけれども、かかってもやらなければならないことはやらなければならないので、それと砂原のシャリテさんのほうでは既にあるのですよね、非常用発電機が。

それと、福祉避難所に指定するということは要件ありますからね、町長。その辺もこれから調べると思うのですけれども、バリアフリーでなければだめだとか、3日間のライフラインなければだめだとか、そういう決まりもありますので、避難所に指定するのであれば、そういうものも早期に設備していただきたいなど、このように思っておりますけれども、これからいろいろ検討するということなのだけれども、その辺の先の見通しをもう少し知りたいなど、こう思っております。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

まず、福祉避難所についてでございますけれども、なるべく早くということでございますけれども、私もそのように考えてございます。ただし、さくらの園、それからシャリテさわら、ともに福祉施設でございますが、これは片方は町営、もう一つは準町営と申しますか、さわら福祉会で運営されておりますけれども、それ以外にも民間の福祉施設も町内がございますので、そういったところも含めて、施設としてふさわしいかどうか、それからまたそのようないざというときの福祉施設として認定のご協力をいただけるかどうかも含めまして、なるべく早目にこれは指定をしてまいりたいと、そのように思っております。

そしてまた、発電機、災害時の自家発電機でございますけれども、これは容量によって金額も変わってまいりますので、それとさくらの園だけではなくて、ほかの施設も当然災害時には必要とところがございます。具体的に申しますと、町立病院も手術室等には自家発電機、その容量ありますけれども、全体としての自家発電機がついていない。また、他の避難所につきましてもそのような場所がたくさんございます。当然予算の確保も含めまして、その全体予算の中でまず必要性、それから急ぐところ、そういった全体を勘案しながら進めてまいりたい。こちらにつきましても予算の確保ができ次第なるべく早くに整備していきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○4番（黒田勝幸君） 1問目終わります。

○議長（野村 洋君） 災害時の福祉避難所についてを終わります。

次に、どさんこ酒場森町しげぞうについてを行います。

○4番（黒田勝幸君） それでは次に、どさんこ酒場森町しげぞうについてお尋ねいたします。東京銀座に北海道森町認定店として2013年3月にオープンしたどさんこ酒場森町しげぞうは、3年経過し、現在は八重洲に移転し、営業しております。森町は、海の物、山の物など豊富な食材に恵まれた全国有数の町だと思っております。町長は、森町のブランドを全国に広めたいとの思いがあり、認定したことと思っております。私は、銀座店と本年5月に八重洲店にも行ってきました。森町納入業者の看板が銀座店自体は8枚ありましたが、八重洲店には4枚しかありませんでした。森町の食材はどのくらい納入されているのかなと思って帰ってきましたが、現状はどうなっておりますか。また、今後どのような協力体制をとりながら森町の食材を売り込んでいくのかお尋ねいたします。

○町長（梶谷恵造君） 黒田議員の質問にお答えします。

どさんこ酒場森町しげぞうは、首都圏において知名度の向上を初め、地場食材を提供する町の情報発信拠点として町が公認し、開店したご当地居酒屋です。私は、出張で上京した際など、時間のとれるときには必ず立ち寄りますが、ランチタイムも夕食時もあり口には行列もたびたび見かけ、ほぼ満席に近い状況で繁盛している様子には認定側として大変うれしく思うところでございます。さて、食材の納入状況ですが、確認しましたところ、約60品目ある定番メニューの中でキュウリやトマト、枝豆のタマフクラなどの野菜を初め、

豚肉や魚の加工品、珍味やお米といった森町の食材が使われており、取引業者は1農家を
含む8事業所と伺っております。森町には魅力的な食材がまだまだありますので、首都圏
のお客さんや森町を初め道南出身の方など、北海道にゆかりのある方々にご来店をいた
だき、森町産の食材をおいしく食べていただきたいと願っているところでございます。今後
におきましても、機会を捉えておいしく珍しい食材の提案なども含め、お店側と町内業者
等とのマッチング機会をつくるよう心がけていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○4番（黒田勝幸君） 1農家、8事業所という言葉がございました。それで、納入、納
めている全体の金額的なものがどのぐらいになっているのかなと思っているのです。だか
ら、もしそういう金額的なものが概算でもわかりましたら知りたいし、もしそういうデー
タをとっていなかったならば、今後とるべきでないかなと思うのです。それをまず聞きた
いということです。

それと、町長は東京にたびたび出張することもお仕事でありますから、その節に寄って、
いろいろ店の状況も把握しているようでございます。繁盛していると、いいことだと思
っているのです。本当に今北海道の食材は、道外はもとより海外でも大変人気があるの
です。海外にも日本料理店がたくさん進出しております。そういうようなことから、この
どさんこさんには森の食材随分出しているようではございますけれども、実は11月24日、子ども議
会がありました。そのときに、いろんな質問の中で町長の答弁の中で、高校生が働きたくても
希望する職場がないので、森を離れてしまわなければならないと、だから何とか企業誘致
してくださいと、こういうことがありました。それに対して町長は、東京で企業回りして
おりますと、いろいろ出る機会があるので、トップセールスして一生懸命頑張っています
と答弁ありましたよね。そのとおりだと思っているのです。ですから、企業誘致とともに、
森のおいしい食材もあちこちを買ってもらえるようなところ、森町のトップセールスマン
としてあわせて頑張っていたきたいなと、こう思っているのです。それで、先ほど言っ
た、前段で言った金額的なことがもしわかりましたら、概算でいいから知りたいし、わか
らなかったらそれはそれでいいですから、今後調査する必要あるのかなと思っていま
すけれども、いかがでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 再質問についてお答えいたします。

まず、大体納入している金額はどういうふうになっているかということでございま
すけれども、こういった数字の部分につきましてはなかなか、個々の企業、それから納めて
いる会社等のプライベートな部分も若干ございます。そういったことではっきりした数字
というのはなかなかお示しできないことはご理解いただきたいと思っておりますけれども、お酒、
焼酎等も含めまして大体年間1,000万を超える、そういう金額でござい
ます。その点をご理解いただきたい。それから、先方のほうでもどこの業者から幾ら仕入
れているというのはきちんとつかんでおりますので、また我々は、担当部署もそう
ですけれども、その点を気

にかけながら、なるべく多く仕入れていただきたい、消費していただきたい、その辺を要望していきたいと、そのように思います。そしてまた、お店だけではなくて、チェーン店ほかにもございますので、そちらのお店でも森町の食材を使用いただいております。今のところ3店舗ぐらいにしげぞうの食材を、同じ森町の食材を紹介していただいているというふうに私ども報告を受けてございます。その点で金額としては、詳細について担当課のほうはたびたび確認しながら進めておりますので、これからも増やしていくように努力をしていきたいと、そのように思っております。

そしてまた、働く場所の確保等につきましても、私たち当初逆に森にしげぞうの店をつくったらどうかと、そういう提案もお店側にさせていただいております。修業に行くときには東京のほうで練習をしてきて、そして森町で開店すると、そういう部分も提案しながら進めてきておりますので、どうか議員皆さん方も東京等に行った際、もしくはお知り合いのいる方はどんどんしげぞうに行ってランチなり夕食なりを食べていただくようにお勧めいただけると大変ありがたいと、そのように思っております。これからもいろんな点で町の食材、それから就労先の確保につきましてもしげぞうにいろいろとご協力をいただき、いい関係でいきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（黒田勝幸君） 終わります。

○議長（野村 洋君） どさんこ酒場森町しげぞうについてを終わります。

以上で議席4番、黒田勝幸君の質問は終わりました。

次に、2、森町の空き家等対策の取り組みについて、国民健康保険制度運営主体の北海道移管に伴う森町の対応について、議席5番、山田誠君の質問を行います。

最初に、森町の空き家等対策の取り組みについてを行います。

○5番（山田 誠君） それでは、私のほうから2問質問させていただきます。

まず、1点目、森町の空き家等対策の取り組みについてでございます。最近我が森町において、住まれていない住家、使用されていない倉庫、また店舗等が多く見受けられます。これらは、人口が減少している市町村によく見られる状況であります。早急に町内の実態調査、森は8月から12月までということになってはいますが、的確に現状を把握する必要があります。国においては、平成27年2月26日に空家等対策の推進に関する特別措置法、空家法が制定されました。空家法を実施するに当たり、国土交通省では平成30年度までに80%の市町村において同法第6条に基づく計画の作成を見込んでおります。全国的に空き家問題は大きく取り上げられておまして、政策課題の一つとして注目されております。本来は所有者の自己責任であります。財源的な問題、また住所不明等々の諸問題もありまして、地域の安全や生活環境に影響を与える空き家に対してどのように取り組むかはまさに自治体の事務と言えます。財源的には国庫補助金、国土交通省で平成28年度に空家等総合支援事業補助金の新設をされておまして、これらを活用して対策を進められるべきで

あろうと、そういうふうに思っております。また、他町村におくれることなく、住みよいまちづくりのため、森町も空き家等対策の具体的な対策に関する条例を制定し、早急に着手に取り組むべきだと考えますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員の質問にお答えします。

本町の空き家等対策の取り組みについては、本年度既に社会資本整備総合交付金を活用しながら、町内全域にかけて空き家等の実態調査を行っているところです。調査結果につきましては、次年度に策定予定の空き家等対策計画の基礎データとなるものであります。この空き家等対策計画を策定する中で、空家法や国のガイドラインを踏まえながら、空き家等に対する措置について具体的な運用を定めるとともに、条例、規則等の制定及び実施体制の整備について検討したいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 早急に条例、規則等々を制定したいということでございますけれども、これからやっぱり早目に処理しないと空き家のもたらす影響がすごく出ている。現実には町長も町内回ってみてわかるように、家屋の倒壊がすごく目についている、最近。それから、それが飛散する。または、衛生管理上、害虫なり猫なり犬なりの住みかになっていると。また、不法侵入、これ防犯、防災の関係も出てきます。危険性があると。そして、景観上本当に醜い町並みがあるということで、住民の生活を脅かすようなものになっているというふうに私は思っております。今町長言ったように、空き家適正管理条例の制定はこれもちろんですけれども、私は町民の理解を得るために、また指導、助言を行うために、空き家等相談窓口の設置とか、空き家の有効活用、利用するための家屋バンク等々を行う必要があるだろう。これには民間事業者に業務委託等を行いまして、人と人とのつながり、移住促進を図ることも検討すべきであろうというふうに思っております。今後は、人口減、これは各自治体も避けて通れない。急速に空き家が増えてくるだろうと推測されますので、安心、安全なまちづくり、そして地域の活性化に向けて、これは行政のみでなくて、官民一体となってこの森町を守っていく責任があらうかと、私はそう思っております。そのためにも、町がイニシアチブをとりまして、包括的な対応、対策が必要不可欠であらうと、私はそう思っております。それで、今現在平成27年の4月1日現在で全道で40市町村が空き家等対策の条例制定、いろいろ制定しております。森町も他町村におくれることなく対応すべきと私は考えております。そういうことで再度町長の意見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

山田議員ご質問のように、町内に非常に住まれていない、そして風化が激しい空き家が増えているのは私も危惧してございます。これは、やっぱり何とかしなければならないという気持ちは同じでございます。そういう中で、当然今後、今先ほどの対策の調査、実態調査、これは3月までに全てデータ出ます。そういう中で、あくまでも人の財産でございまして、この財産を町が勝手にどうこうできるという権限は今ございません。そういっ

た中から、ほかの方々も非常に他の自治体でも苦労されている。それが実態なのは、山田議員の質問のとおり自己責任なのです。これはわかっているのですけれども、これはやっぱり何とか解消していかなければならないために、私たちは努力していかなければならないと、そういうふうに思っております。そういった所有者の問題、それからそれを相續できるたくさんの方々がおりますので、そういう解決につきましても当然相談窓口や、そして今現在あいている空き家を誰か借りたい人をつないであげる空き家バンク的なものは今後必要になってくると思います。調査もそうでございますけれども、実際にそれを解消するための実施体制の整備、それにつきましても、先ほどの答弁と重複いたしますけれども、取り組ませていただきながら、今後なるべく早目に進めていきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（山田 誠君） 大分前向きな答弁だと思いますけれども、さっき言ったように、相談窓口の設置だとか、それから空き家バンク等々については、今多分建設課で対応していると思うのですが、これはやっぱり専門的な課を設けてやらないと、片手間にできるような話ではないと思うので、その辺町長、新年度を迎えまして思い切った政策をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○町長（梶谷恵造君） 背中を押していただける大変ありがたいご質問です。ただ、いろんなところで専門部署、専門部署と申します。今は建設課で担当していますが、これにはやっぱり民間の力って大変重要だと思います。それから、北海道のほうでも空き家バンクのリンクについては協力体制がとられておりますので、そういう関係部局、それから関係した省庁とも全部連携をとりながら進めていく。しかし、基本的には建設課が窓口になります。今年技術者も先般1人増えましたので、そういう部分では若干今は取り組めるのかなと思っております。これからも他町村におくれをとることなく進めていきたいと考えておりますことを申し添えまして、答弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 森町の空き家等対策の取り組みについてを終わります。

次に、国民健康保険制度運営主体の北海道移管に伴う森町の対応についてを行います。

○5番（山田 誠君） 2問目でございます。国民健康保険制度運営主体の北海道移管に伴う森町の対応についてでございます。

持続可能な医療保険制度の構築をするため、国民健康保険法等の一部が平成27年5月27日に改正されました。平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営の中心的な役割を担うこととなります。先般制度改正後の保険料の試算額、モデル世帯が公表されました。現在の試算では森町は34万7,400円が39万1,900円となり、率にして12.8%の増となる見込みでございます。基本的な考え方といたしまして、運営主体が北海道であるのに、各市町村の試算額の税額がばらば

らということは変ではないかなと思っております。北海道としては、道国保運営協議会と各市町村の意見をもとに来年の7月までに激変緩和措置や正式な納付額を決定するとしております。その前に、森町としてきちんとした対応をとるべきであろうというふうに思っています。また、税の徴収は各市町村で徴収し、負担金として納付されるものと思いますが、私が常々話しておりますように、森町の徴収率は全道で後ろから3番目と非常に悪い状況でございます。毎年国保会計の赤字額に対して一般会計から繰り入れしている状況でございます。このまま従来どおり推移しますと、モデル賦課額で1世帯約5万円の増額となるわけでございます。相当な金額を一般会計から繰り出さなければならないこととなります。そうなりますと大変な事態となり、一般会計の財政収支は危機到来でございます、森町の行政執行の停滞にもつながりかねないと思っております。そのような状況にならないためにも、北海道への積極的な意見の具申、または住民への制度改正の内容等の周知徹底、それから徴収方法の確立、また未納者への対応策等、早急な対策を講ずる必要が不可欠でございます。町長はこれらの問題をどう捉え、どのような対応策を行うのか、所見をお伺いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 山田議員の質問にお答えします。

国民健康保険制度の改正に伴い、平成30年度から事業の財政運営の責任主体が都道府県単位となり、将来的に道内市町村の国民健康保険料は統一化されることとなります。先般公表されました北海道の試算におきましては、できる限り市町村間の条件を一定にして比較をしておりますが、急激な保険料額の増減を回避するため、市町村ごとに異なる料率や保険料額が設定され、計算されております。北海道のスケジュールでは、議員御質問にありますように平成29年7月に運営方針が決定、公表される予定となっておりますが、その間町としても北海道が示したモデル世帯以外の保険料額の試算や住民への制度改正内容等の周知を図りながら対応したいと考えております。

また、このたびの試算結果につきましては、北海道と市町村との間で協議を進めるためのものであり、引き続き北海道との協議検討を進めることとなりますので、詳細な算出方法等が変更となる可能性があります。さらに、議員ご指摘のように、現在一般会計からの繰出金として負担している赤字分の解消に向けて、今後現行の国民健康保険税よりも水準を高目にしていかなければならない状況も予測され、心配されるところです。北海道との協議を進めていく中で、激変緩和措置にも注視しながら、急激な保険税負担とならないよう考慮しなければならぬと考えております。また、保険税の収納率向上対策といたしましては、催告書の早期発送など現年滞納者への早目の行動により滞納者数の縮減を図るとともに、過年度滞納者に関しましてはより一層の滞納処分の強化に努め、税収を確保したいと考えております。未納者への対策といたしましては、基準判定額を見直した中で、被保険者資格証明書の交付を継続し、状況等を把握しながら対応してまいりたいと思っております。

なお、北海道への積極的な意見具申をとの提言ですが、国保連合会や北海道もスムーズな移行を目指しており、既に国や北海道選出の国会議員に対しまして、私も参加して必要

な要請行動に取り組んでおります。これからも機会をとらえながら、積極的にこの問題に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○5番（山田 誠君） 町長が今赤字解消のために水準を上げていきたいと、それから道と話し合いをして上がらないような対応も考えたい。あと、滞納者については処分を行っていききたいという、いろいろございます。資格証明書等々を出してスムーズにやっていきたいということですが、私は今回運営主体の変更でどの町村も加入者の負担の軽減となれば喜ばしいことなわけだけでも、アップ率の高い市町村は住民サービスの一環としまして保険料を低く抑えて、他会計から補填しているというのがあります。高くなった市町村は大多数がそういう扱いで、厚生労働省の定めている最高限度額89万円以下に抑えて算定しているのが影響しているのではないかなと、私はそう思っている。森町は89万が81万だと、8万円の差もあるわけだから。そういうことで、保険料の決定は市町村の意向も反映されるわけでございますけれども、十分な策を持って対応すべきであろうというふうに思っています。

市町村は来年の4月までに道が結果をまとめたものを参考にして決定するわけでございますけれども、独自に保険料額を決めることもできるわけです、市町村は。さっき上げるという話ししましたけれども、急激に保険料を上げるということのないような対策をしなければならぬ、講ずるべきだろうと思っております。今までは森町は4方式でやっていたのだけれども、道の試算では3方式と、所得割、均等割、平等割と。資産割が抜けるというようなことになっているわけなのだけれども、その部分の補填をどこに上げるか。応益、応能の関係もございましてけれども、その辺をよく森町の所得層を勘案した上で決めていただきたいなと、そういうふうに思っております。今でさえ収納率が悪いわけですから、全道で後ろから3番目なのです。上げるとまだ、トップになるかもわからない。そういうことにならないような方法も、町長、7月と言いますけれども、道は今年度中にやらないと間に合いませんので、その前に森町としての考え方をよく道のほうに話しして、できれば余り上がらないような、緩和できるような対応を導入していくべきだろうと。多分未納が増えるとまた他会計のほうから繰り入れして負担金として払わざるを得なくなると、先ほど言ったように一般会計のほうは虎挟みにかかったような格好になるということは慎むべきだろうと、そう思いますので、再度お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

基本的に急激な負担増にならないようにという議員のご提言だったと、そのように思います。また、滞納を増やさないようにと、そういうことも一つのご意見というか、再質問の内容だったと、そのように考えております。私も同じ、同様でございまして、どこの町村も町民の方々の負担が増えるということについてはできるだけ避けたい。しかし、各町単位の保険の構造では将来これは破綻しかねないということから、今回都道府県に平成30

年に統合するという目的を持って今現在進んでいるところですが、これにつきましてはまず激変緩和措置といたしましては国に対しましても、移行するほかの経費もござい
ますが、総額3,400億だと記憶してございます。これについて総額を確保していただきたい
ということで、全国市長会、全国町村会から要望として上げさせていただき、全国の市町
村、各方々がそれぞれ地域の選出の国会議員の皆さん方にも要請行動を行っているところ
でございます。そしてまた、今回の試算の中で平成27年度の所得を基本に試算されてお
ります。1年間の試算で決定するという事は非常に乱暴だなということで、それを3年間
の平均をとった中で上げる、下げるというのを進めていただきたい。これについても要望
事項として盛り込んでございます。

いろいろな心配事がある中でこれから進むわけですが、森町といたしましてもでき
る限り、その内容として恐らく負担は森町の場合増える可能性が高いです。なぜかと申し
ますと、ほかのところと比べて所得が高いのです。そういった関係で考えられますが、こ
れを一気に上げるのではなく、滑らかに、そんなに負担が大きくなるような、そうい
う取り組みというものを私どもから提案させていただいて取り組んでいきたい、そのよう
に思っております。いろいろな点で議員の皆さん方お気づきの点、それから提案してい
ただく点もあるかもしれませんので、その点につきましてもお願い申し上げながら、私の答
弁とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（山田 誠君） 余り急激な上げ方をしないということで、先般の新聞でも非常に
国はずるいのです。今までいろいろ老人医療だとか、高額医療だとか、やれやれ、やれや
れと言って、最後になれば町村に任せて、国は知らない。今回も都道府県に移管する際
に、財政支援として3,400億ぐらい見ているのを減らすと、こう言っているわけです。減ら
した分どうするかといったら、また各町村に負担がしわ寄せ来るといようなことで、道
のほうでも今モデル出ましたけれども、標準ルールをつくるということで、多分3年ぐ
らいでルールをつくるだろうと思うのです。5年も6年もかかるわけないと思う。かかれば
会計がもたなくなるだろうと思いますので、その中で、先ほど町長が言っているように納
入不可能にならない。さっき言っていましたけれども、所得が高いと、森町が所得高いと、
本来高ければ税金も軽く払えるはずなのだけれども、そうはいっていないわけです。残
る一方なので、その辺も含めて、町長、町民が余り負担をしない、余り上げないようなスタ
イルのちょうどいい線を見つけて森町に合った賦課をしていただければなと思っ
ていますので、いかがでしょうか、その辺の腹づもりは。よろしく願います。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

森町いろいろな業種たくさんある中で、保険も国保に限らず、共済、社会保険、いろ
んな保険に所属されている方おられます。そういう中で比較いたしますと、国保にお世
話になっている方が若干少な目というのも一端にあると思います。ですから、今回
のみならず、将

来的に考えると、そういう全体の保険の中で国の国民がすべからく皆保険を受けながら、医療をきちんとどこでも受けれる、そういう体制を国が当然考えていくべきであって、私は今回のことだけと捉えておりません。将来的なことも含めて、将来森町として保険の負担がどうあるべきか、そこも踏まえながら進めさせていただきたい、そのように考えてございます。

以上、なるべく上げないようというのは腹の中に十分持っておりますので、そういう点で何とか努力しながら進めてまいりたいと思います。皆さん方にもご支援、それから意見書等でご協力をいただければ大変幸いに存じ上げますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 国民健康保険制度運営主体の北海道移管に伴う森町の対応についてを終わります。

以上で議席5番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、3、住民と行政との情報交換について、介護保険制度の新年度から実施される新しい総合事業について、議席6番、檀上美緒子君の質問を行います。

○6番（檀上美緒子君） それでは、1点目、住民と行政との情報交換について質問させていただきます。

町長として2期目のスタートをされました。1期目には移動町長室と銘打っての住民の声が行政へ反映できるまちづくり、そして今年は町民参画機会の充実といった住民との情報交換を施政方針で述べられております。住民が主人公、主権者ですから、住民との対話や意見交換、行政報告といった直接的な町民との対話をする場の設定が必要と思っています。まち・ひと・しごとなどのさまざまな機会での推進会議だとか、または広報もりなどのホームページ、そして広報活動ではそれなりになされているとは思いますが、直接的な行政として、また町長として町民としっかりと対峙しての話し合いの場を積極的に持つべきではないかと思っています。2期目に当たり、特に大きな取り組みや重大な出来事があるときにはなおさらのこと、町民との直接的対峙する、対話する機会を持つ考えはありますか、所見をお聞かせください。

○町長（梶谷恵造君） 檀上議員の質問にお答えします。

町民と行政が情報を共有し、行政への町民参加機会を充実させることは大変重要であると認識しており、第2次森町総合開発振興計画や森町まち・ひと・しごと創生総合戦略などの各種計画を策定する際には、幅広い分野から委員を募り、住民アンケート調査やグループインタビューを実施することにより、町民の声を町の施策に反映させているところであります。また、町政の広聴事業といたしましては、移動町長室の開催や町民の意見箱の設置など、町民の声を行政へ反映できる町民参加による協働のまちづくりを推進しております。特に移動町長室におきましては、町民と直接的に意見交換ができる貴重な機会であり、改めて広報紙等で周知し、町内会や各種団体等から開催の要望があれば、積極的に地域に出向いて話し合いの場を持ちたいと考えております。

町民との直接的対話の機会を持つことは、私自身も大変重要であると認識しており、これまでも地域の行事や各種団体の会合などに出向いた際にはその都度町政に関するさまざまな情報をお伝えし、それに対する意見、要望などを聞いておりますので、今後もそのような機会を捉えて積極的に町民との対話や意見交換をしてみたいと考えております。また、二元代表制のもと、これまで同様、町民の代表である議会に対して説明責任を十分に果たしながら円滑な町政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） この間いろいろされてきていることは、私はそれなりに評価しています。ただ、いろいろな集会だとか行事だとかに参加するというのと、その中で対話するというのと、きちんとした町政に対する報告だと会見を聞く機会というのはまた別物だろうというふうにして考えているのです。それと、特に今回第1号議案でグリーンピア大沼の売却問題が議題として取り上げられていますけれども、こうした大きな財産処分、そういう問題にかかわってはやはり直接的にこの問題にかかわって町民と意見交換をする、そういう機会が必要なのではないかというふうにして思っているところです。とりわけ14年とか15年の議会の中でも一般質問で取り上げられている議員がいて、それに対する町長の答弁も検討委員会や、またはさまざまな方々の意見を寄せてもらう、そういう話し合いの場を設けると、売却問題がはっきりしたら、そういうようなことも答弁されているわけです。にもかかわらず、この間非常に大きな財産処分にかかわって今日に至るもそういう機会が設けられていなかったということは非常に私は残念でたまらないわけです。そういう何かのお祭りに参加していろいろ話を聞くとか、または会合に行ってお挨拶されてお話しされるとかということも必要なのですけれども、事重要問題にかかわってはやっぱりきちんと時間をとって詰めた話をする機会というのは絶対必要だと思うのです。この間、先ほど施政方針の部分でも言っておられたということで移動町長室の件についてはお話ししましたが、この4年間の中で2回ほど移動町長室をされたということなのですが、それも26年の1回だけなのです。1年次に2回、2カ所でやっているということなのですが、そういうことではなくて、もっと積極的に日常的にやるべきだと思いますし、とりわけ先ほど言いましたように重大な案件を抱えている、そういうときにはなおのこときちんとした場を設定する。要請がなくても、はっきり言ったら、こちら側からというか、行政側から町民のほうに投げかけるという、そのくらいの積極的な意思を持って取り組むべき課題ではないかと思うのですが、そのあたりについてお聞かせください。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

重要案件いろいろございます。檀上議員おっしゃっているのは今日提案される内容だと、そのように思っております。それ以外の部分につきましては、大きくそういう集会を開いたときに、正直きちんとした意見おっしゃられることができない方のほうが多いです。どちらかといいますと、最初の2回ほど移動町長室として各町内に赴きましたが、要望のみ

に終始するのです。道路を直してほしい、それから建物何とかならないかと、そういう要望のみに終始してございます。それ以外でもいろいろとほかの団体などからもし来れば、先ほどの答弁と同じように赴きながら、きちんとしたお話をさせていただいております。ただ、この4年間務めさせていただいた中では、お祭りや、それから新年会、それからたくさんさんの各種年間の行事の中で地域に赴いたときに、地域の方々はいろんな課題点、問題点、自分たちとして何とかしていただきたいものを私仰せつかってきております。そういった部分を逆にもう一度、個人的な考えのままでは町として政策に反映できませんので、町内会としてどのようなお考えでしょうかというふうなやりとり、そういった協議の中で担当課ともいろいろともんで実際に解決してきている、そういった状況です。

さて、今回のこれから提案される部分につきましては、これにつきましてはいろいろと先方との協議が非常に複雑、それから深いこともございまして、それと同時に期限も当然中には入ってございます。そういう中で、つい最近までその事務的なものをずっと続けてきておったところでございますので、それと成立としては先方の要望されているのは年度内、要するに今回の12月議会ということで、準備が整って、ではそういうふうに説明会を開きますかといったときに期間がなさ過ぎると。それと、もう一つ、開かないということではないです。それと、これまで数回、何回も皆さん方、議員の皆さん方からいろんなご意見を拝聴して、都度伺った中で盛り込めるものは盛り込みながら、いろんな契約書、それから覚書等に反映させてここまで進んでまいりました。皆さん方当然町民の代表として、二元代表制として私たちとこの議会、議場を挟みながら、いいものはいいい、承認いただいたり、それから改善をしていただくような提言をいただいたり、そして進めさせていただいてまいります。私は、それで皆さん方は当然町民の方々からいろんなお話を伺いながらこの場で町に対していろんな提言をしていただいておりますので、こういった案件につきましてもこれが大体ほぼ意見が、町民の意見十分出尽くしているというふうに私は解釈しております。そういう中で今回提案させていただく予定でございまして、その点のご理解いただきたいなど、そのように思っております。

そしてまた、これが成立する、しないというどちらかでございますから、成立した場合に当然のように経緯、それから内容等につきましてはきちんとした形で町民に周知をしていく、諮っていくという考えでございます。その点闇から闇にといいますか、誰も知らないうちに勝手にやるということではございませんので、その点のご理解いただきたい、そのように思っております。これからも説明責任等につきまして十分説明させていただきながら、ただ今回の結果を広報等に載せるとか、そういうことでは終わらないと私は思っております。その部分についての説明についても今後必要になってくるのだろうなど、そういうふうに思いながら今回提案させていただきますので、どうか理解をしていただきたいなど、そのように思います。今後も町民から要望があったり、それから本当に町民皆さんのご意見を全て聞きながら進めていかなければならない大きな案件がありましたときにはそのように今後は進めていくということを考えながら、お答えしながら答弁とさせていた

できます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6番（檀上美緒子君） 1つちょっと発言の中でひっかったのですが、意見が出尽くしたというふうな形で解釈されて今回の提案になったということなのかということをもまず1点確かめさせていただければと思うのですが、あと私は先ほども言いましたけれども、直接あるテーマに基づいて率直に町民の皆さんと対話するというものと、いわゆるお祭りだとか、私も森川に住んでいますから、森川のいろんな行事にも来ていただいて、歌まで歌っていただいととかということで、非常に町長が町民との触れ合いを大事にされているというのは十分承知の上でお話ししているのですけれども、そういう機会に出されるものとやっぱり質的に全く違うと私は思っているのです。ですから、行政側として町民にきちんと責任を持って説明するなり、または意見を聞く機会というのを意識的に設置していくということは非常に大事なことであり、これからの町政を進めていくに当たって最低年に1回でもそういう機会を持つというくらいの心構えでぜひ臨んでいただければということもお伺いしたいところです。

議会としてももちろんそれは必要なことだと思っています。今年はまだ一回もやっていませんけれども、去年は3回ほど意見交換会を他団体と議会としてはやってきていますけれども、それも私は満足というか、十分なものだとは思っていませんけれども、またこの機会のこの問題にかかわっても、私も可能な限りいろんな方々からご意見を聞きたいと思ってお話しさせてもらってききましたが、その中でもやっぱり驚かれる方のほうが多いのです。初めて聞くとかという……

○議長（野村 洋君） 檀上議員、そこまで入っていくと、この後の議案で出てくる事項……

○6番（檀上美緒子君） 具体的な中身は一切言っていないです。

○議長（野村 洋君） だから、一般論の程度で少し……

○6番（檀上美緒子君） 一般論の程度です。

○議長（野村 洋君） おさめてもらわないとだめですよ。

○6番（檀上美緒子君） はい。ですから、重大な課題があったときに、今回の問題もそうですけれども、例えば以前の問題でいけば薬剤師の問題だとか、または活性化広場の問題だとかというときも含めて、私は町民がかなり関心を持っているような問題があるときには積極的に行政側から対話する機会みたいなのを設けていくという、過ぎたことはしようがないですからあれなのですが、今後の姿勢としてそういう機会を積極的に行政側として設けるのだと、そういう姿勢をぜひ求めていきたいなと思っています。とりわけ重要案件ということでいえば、特に耳の痛い話の場合は、私自身にも言えることですが、耳の痛い話こそきちんと伝えて、相手の意見も聞くという、そういう姿勢を忘れてはならないと思うのです。今回、私が言うのも変なのかもしれませんが、もし親だとした

ら、結婚相手が、結婚するということが決まった、それは望ましいことだとみんな思います。だけれども、その条件が知っている方であったりなんなりということであればいいけれども、全く知らない、しかもどこか知らない外国の方だとかという条件があったとすれば、事前に理解を求めるような、そういう努力はすると思うのです。そういうようなことで、重大案件であればあるほど、耳の痛い状況であればあるほどきちんとした町民への説明の機会を設けるべきだということを思っています。ですから、そういうことも含めて、年に1回最低町民との対話する機会を設けることを考えておられるかどうかということを経済にお尋ねして終わります。

○町長（梶谷恵造君） お答えいたします。

定期的に町民との対話集会をとのご提言でございます。私は、全てにおいてやるということは逆に皆様方、重要案件についてということ。そういった重要案件がある場合には、これは開く可能性も含めて考えますけれども、そういった案件があるかどうか、また別でございますので、都度対応についてはきちんと考えて対応してまいりたいと思っております。ただ、事前に議員の皆様方にもそういう点ではご相談さしあげますし、私どももそういった面で町民に説明会を開くか、議員皆様方に対しての確認で終わるかという部分については判断させていただきたいと、そのように思っております。

以上です。

（「答弁漏れ、出尽くしたという解釈」の声あり）

○町長（梶谷恵造君） 言葉として出尽くしたと私は考えてございます。というのは、数回にわたって開かれた全員協議会の中では常に同じ問題が何度も何度も提案されてございましたので、大体皆さん方のご意見が町民全体のご意見をほとんど掌握されているなど、そういうような判断でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 住民と行政との情報交換についてを終わります。

質問の途中ですけれども、25分まで休憩したいと思います。休憩とります。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、介護保険制度の新年度から実施される新しい総合事業についてを行います。

○6番（檀上美緒子君） それでは、2点目、介護保険制度の新年度から実施される新しい総合事業について質問いたします。

昨年度より介護保険制度の改定が行われており、特に介護報酬の切り下げは多くの事業者にとって経営を圧迫され、全国的には廃業された事業所も出ています。利用者にとっては負担増にもなっています。来年4月からは要支援1と2の訪問介護、そして通所介護が

新しい介護予防・日常生活支援総合事業として地域支援事業、市町村事業へと移されることとなります。要介護1と2を今後地域支援事業にする動きもあります。厚生労働省や国の介護費用の抑制がはつきりあらわれていると言えます。必要な支援や介護が必要な方がしっかりと受け取ることができることといわゆる健康寿命を長くするための取り組み、この2つが重要だと思っています。このたびの移行に当たり、要介護認定の迅速化とか事業費の上限設定がうたわれています。このことがサービス低下や切り捨てにつながりかねません。本人はもとより家族も安心な総合事業にするための明確な新年度からの取り組みについてお答えください。

○町長（梶谷恵造君） 檀上議員の質問にお答えします。

総合事業につきましては、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業等で構成されており、我が町でも平成29年度予算作成等を含め準備を進めているところです。主な改正点といたしましては、新たに訪問型サービス、通所型サービスなどが総合事業への移行対象となり、要介護認定調査を省略し、基本チェックリストを活用することにより、迅速なサービス利用が可能となります。制度移行に伴い、従来の要支援認定者で現に訪問型、通所型サービス利用者の中でも総合事業へ移行となる利用者が想定されますので、現行の予防給付におけるサービスが引き続き利用できるよう、従前同様のサービス内容による実施を予定しております。また、事業者に対しましても、スムーズなサービス提供に向け協議、説明会等を実施し、来年度開始に向けてご理解、ご協力をいただいております。事業費の上限設定につきましては、現在新年度予算作成中ではありますが、上限額の範囲内での事業費となる見込みでございます。総合事業へ移行される利用者へのサービス提供には支障がないと思われませんが、平成29年度以降における利用料の推移動向を見きわめ、今後精査をしていくことも必要と考えております。

新年度からの取り組みについてですが、議員も懸念されておりますとおり、制度移行後も利用者が安心してサービスを利用できることが大切であると認識しております。平成30年4月には町単位での認知症初期集中支援チームの設立等、新規事業実施に向けての整備も必要とされております。今後各事業実施に向けて、他関係機関からの協力が必要とされることも想定されますので、協議検討し、円滑な総合事業実施に向けて取り組んでまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○6番（檀上美緒子君） 要介護認定にかかわっての迅速化というのは、これは私も否定はしないのですけれども、先ほどの答弁の中でもありましたが、チェックリストの活用ということ、前回質問したときにもお話ししましたが、このチェックリストで振り分けることはしないということは再度確認していただければと思っています。

それと、私が一番危惧するのは、要支援1、2、または介護認定がされるということは、それなりの支援や介護が必要だから、そういう認定がされるわけです。それを新しい総合

事業の中では5つのパターンに分けて、そしてこの前社協のセミナーがありまして、そこの中での講演でもあったのですけれども、できるだけ専門家の事業者から、いわゆるボランティアでやれるような、そういう形での訪問型介護だとか通所型介護に移行するのが望まれるというような言い方をされたのです。私は、それに該当するのであれば問題はないのですけれども、移行することが目標みたいな形でされるということは、極端な話本当に必要として認定されているにもかかわらず、専門的なケアではなくてボランティアのほうに回されてしまう、そういうおそれをすごくその講演の中では感じたところなのです。ですから、そういうことは絶対にならないような、認定がされた段階ではそれにふさわしいケアをきちんと保障するというのを改めて新たな認定者も含めて確認していただければというふうにして思っています。

それと、新たに、後半のほうで述べましたが、介護保険料金にもかかりますけれども、増えていけば増額していくということで、できるだけ支出を少なくしようという観点からどんどん、どんどん地域事業のほうに国側としてはおろそうとしているのだらうとは思いますが、そのためにはやはり健康寿命をどれだけ延ばしていくのか、介護認定を受けずに元気に地域で過ごしていただける方を多くしていくということがある意味介護保険制度を維持していく上でもすごく重要なことだらうと思っているのです。そういう意味で、先ほど言いました先日行われた社協のセミナーの中でもそうなのですけれども、社協だとか、またはコーディネーターの活躍でそういう取り組みがかなり進んでいる地域が活動実践を報告されていました。そういった意味で、森の場合社協がサロンをやっていますけれども、そういうような形での広がり在今后かなり工夫して進めていかなければならないだらうと思っているのですけれども、そのあたりについての展望といいますか、計画がありましたら、ぜひ具体的な中身としてお知らせ願いたいと思います。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午前11時34分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） かなり専門的な部分のお話もございます。私先ほども制度について、移行後も利用者が安心してサービスを利用できるように、それを重要にして基本的に考えながら移行したいと思っておりますので、専門的な部分についてうちの課長のほうから答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、健康寿命を延ばすための具体的な策については私からなのですが、なるべく、これから当然高齢者の方々、介護を必要とされる方々が10年間ほど増えてまいりますので、国でもそれを重要と捉えながら今回の制度の移行について検討されているということでございますが、私もできれば寿命が延びる分健康で暮らしていただきたい、それは常々願っ

ているところです。それについて町で直接できない部分がございますので、社協ともいろんな検討をさせていただきながら、また地域としてできることがないのかと、そういうことも含めて考えながら検討を進めてまいりたいと、そのように思っております。

1 問目の細かい部分につきまして課長から答弁をさせます。よろしく願いいたします。
以上です。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 私のほうからチェックリストの関係でご説明申し上げます。

まず、要支援者につきましては、介護が必要がない、ある程度の手助けがあれば自分で何とか生活しているような方に対しての認定されている方ですので、まずその部分につきましては介護がまだ必要でないという部分についてはご理解していただきたいと思えます。次に、チェックリストにつきましては、認定の申請に家族、本人が来られるわけですが、その中で必要なサービス、ご希望されているサービスによっては訪問サービスあるいは通所サービスのみを希望される場合があります。その方についてはチェックリストで対応しますし、さらに支援サービスでほかの例えば福祉用具が必要だとか、そういう部分につきましては同じ介護認定の中で対応していくこととなりますので、ご理解していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○6 番（檀上美緒子君） 今の答弁でちょっとよくわからなかったのですけれども、私が心配しているのはチェックリストだけで、介護認定の必要はないけれども、支援の必要があるということで要支援1、2というのが認定されますよね。ですから、必要とされた支援はきちんとしたサービスが受けられるようにしてほしいということがまず1点なのです。

そして、チェックリストの部分については、その部分で認定を請求していても、チェックリストを見て、これは必要ないとか、審査にかけるほどのものではないとかということで窓口でチェックされるということは絶対あつてはならないだろうと思っているのですけれども、そのあたりのことについてきちんと答えていただければと思っています。

それと、総合事業の部分での健康寿命を延ばすところなのですから、町長がおっしゃられたような形で進んでいくのだらうと思うのですが、何事もそうなのですから、先ほどの前の黒田議員や山田議員のときにもそうなのですから、検討を進めていくということなのですが、さまざまな課題は、私が今取り上げている介護保険もそうなのですから、そうそうのんきに構えていられるような課題ではないのです。ですから、そのあたりの検討は、検討されるのは大事なことですし、してほしいのですけれども、タイムカードとか、ある程度タイムスケジュールを組んだ中で、いつぐらいまでこの程度ならできるとか、こういう展望を持って進めていく、年次計画なら年次計画という、そういうものを示していただかなければ、いつになるのだらうという不安は常について回るので

す。特に今言った介護保険制度の問題でいけば、来年の4月からこれが移行されていくということですから、もう既に、11月29日だったのですけれども、七飯で行われたセミナーの中では知内と江差と函館市が経験交流したのですが、もう動いているのです。現にコーディネーターが、または社協の中核としてボランティアだとか町内会だとかということがもう既に動いて実践しているのです。健康寿命をどうやって延ばしていくのかというか、活動を保障していくのかという。ですから、そういうすぐれた経験も身近にあるということなので、そういうことを経験を交流するなりして、速やかな検討を済まされて実践に足を踏み出すと、そういう姿勢をぜひ聞かせていただきたいと思います。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 先ほどのチェックリストでの話からまずさせていただきたいと思います。介護認定につきましては、通常の認定と同様に、要支援の方に係る申請につきましても同じ窓口で対応しますし、その中でチェックリストで対応できる方については当然チェックリストで対応することになります。あとほかのサービス利用される希望されている方につきましては、通常の介護認定で進むこととなりますけれども、介護認定ですとどうしても時間が1カ月程度かかりますので、サービス利用を急がれている方につきましては限られたサービスであればチェックリストで対応してまいりたいと思います。

あと、総合事業につきましては、ほとんど準備できている中で事業者への説明会も終わっていますし、あとは要綱等も整備する準備ができております。その中で対応していきたいと思います。あと、30年度からの事業につきましては、現在準備進めておりますので、その中で人員の配置等を考えながら進めていかなければならないと考えております。

以上です。

○町長（梶谷恵造君） 私から健康寿命に関する部分で答弁させていただきます。

森町につきましても、いろいろと社会福祉協議会の事業や、また保健センターの事業として健康寿命を延ばすためのいろんな取り組みは既になされております。毎年毎年かなり多くの高齢の方々が参加されて、いろんな運動をされたり、それからほかの人とのコミュニケーションをとったりということで、大変いい取り組みだということで私も評価してございます。こういったことや、各介護福祉施設におきましても春、夏、秋、冬のいろんな取り組みをされておる。そういったところも含めまして、町のこれから高齢、それから介護認定を受けられるような方々が健康で推移されていけるような、そういう取り組みをまだまだ増やしていきたいとは思いますが、ここに1つ、そこに参加されるまでの交通の確保ですとか、いろんな考えなければならないものが、たくさん課題がございまして、ですから、間違いなく4月からできるということをお約束というのは難しいのですけれども、今までふれあいの森ですとか、ウォーキングですとか、いろんなところに参加されてきた方々のそういう方法やどういったことがいいのかも含めて、これは主催される方々とも協議をして進めていかなければならない。そこで町として何ができるか、なるべく早く、そして満足のいけるような、そういう取り組みを考えていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 以上で議席6番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4、海の日のある方について、議席15番、宮本秀逸君の質問を行います。

○15番（宮本秀逸君） それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

海の日のある方について。7月18日は海の日となっております。全国的にもさまざまな行事が報道されたりもします。森町においても、森漁協主催で魚貝碑の前で供養が行われております。一方、日本のみならず、世界的にも海洋汚染は深刻で、国際的な課題となっております。海と緑の理想郷を求める森町においても、海は多くの人々のなりわいのよりどころであり、森町経済の基礎ともなってきた場であります。しかし、近年の噴火湾の汚染や海岸のごみ問題等は、漁業を圧迫しており、森町の経済にとっても大きな問題であると危惧しております。森町における海の日々の意義づけを明確に示し、行事等も考慮して、漁業関係者のみならず、全町挙げて課題解決の一助とすべきと考えます。町の考えを伺います。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員から海の日のある方について質問をいただきました。お答えいたします。

海の記念日は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うという趣旨のもと、毎年7月の第3月曜日を海の日と名づけ、平成8年に国民の祝日として制定され、今日に至っております。森町では、海の日を祝って、森漁協が唯一魚貝碑供養祭を催行し、漁獲物への感謝を示しております。また、海洋環境においては、議員ご指摘のとおり全国的に悪化しつつある海洋汚染の改善、後を絶たない海岸漂着ごみの処理、漁業の活動基盤である漁港内の清掃利用など、海にまつわる問題が山積しております。森町といたしましても、今後は海の日を単なる祝日として捉えず、海からの恵みに感謝して、これらの問題解決に向けた取り組みを企画してまいりたいと考えているところです。現在のところ具体的な取り組みや企画はありませんが、来年の海の日に向けて、まずは両漁業協同組合や関係者とも協議を重ねて企画立案し、連携した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（宮本秀逸君） 余り早く終わってしまったという気持ちもありますが、今さら申し上げるまでもなく、全国的には例えば海の日にはリゾートとして海開きや海水浴始めるとか、その地域、地域に合った海の日のある方というのが報道されたりするわけで、

先ほど申しましたように森町においては、やはり昔からなりわいの場であったと、それが全ての人たちの共通した考えではないかと思うのです。それで、来年度からは何か行事的なことも考えていきたいという今の町長の答弁でしたので、すごく期待を持っていきたいと思うのですけれども、繰り返しになりますけれども、前回ごみの問題を私取り上げました。それから、今回の不漁的な関係も意図するところはわかっていたかと思うのですが、これにある意味特化したような行事等を行っていただきたい。そして、全町民が意識をどうやって持つかということが非常に大事になってこようと思いますので、役場で何か企画してやったのだねだけではなくて、全町民に知らしめていく、あるいは同調していただけるようなものにつくっていただきたい。全町民の意義づけというのが非常に大事になってこようかと思うのです。

ちょっと余計な話ですけれども、ゆうべ私ある農家の人とこうい話をしました。漁業関係の品も、それから農業者だったのですけれども、農業の農産品も、やはり生産者だよねという結論だったのです。そうすれば黙っていても売れていくでしょうと、いいものつくれば売れていくでしょうという結論に実は至ったのです。当たり前だと思うのですけれども、それがなかなかでき得ていないというのが今森にある大きな課題ではないかと思うのです。恐らく漁業関係の養殖等においてもそういった課題があるかなと思っております。農業関係においても、やはりなかなか一律にいかないという難しい問題も出てまいります。そういったことで、全町挙げて取り組むのだという姿勢があれば、おのずとそういった難しい課題が克服されていくのではないかと、こんなふうに思っておりますので、どうかそこら辺の機運づくり、空気づくり、これをぜひやっていただきたいと思うのです。それで、何かそこら辺の私の意図するところをどうか酌んでいただいて、強い決意をいただきたいと、こんなふうに思います。

○町長（梶谷恵造君） 宮本議員の再質問にお答えいたします。

意図するところを酌むということで、以前からもいろいろな場面で宮本議員からは海への心配事をご指摘されておりました。そういった点では、本年度夏休みを利用して、子ども議会でも提案がありました清掃作業に今年は取り組ませていただきました。こういった子供のときから、自分たちの親が生業としている海が汚れているという意識を子供たちは持っております。その意識はこれからもなくさないように、いろんなところで周知をさせたり、勉強させたり、体験をさせたり、そして成長して行って、最後は後を継いでくれたりですとか、また新たななりわいとなっても私はいいなと、そのように思っております。そういう中で、海、噴火湾そのものが非常に汚れが強いという懸念がされているおところでもございますけれども、これについては私たちも同じでございますし、他の地域の組合にも働きかけながら、全体として宝の海を守っていかなければならないと、そのように思っております。そういう関係も含めて、海の日を活用し、そして意識づけ、そして動機づけ、みんなが、我々だけではありません。訪れて魚釣りをしたりレジャーをしたりされる方々にもぜひその点は持っていただきたいなど、そのように思っております。海の美化、浜の

美化、そして最後にはHACCPや、そういう衛生基準を踏まえながら、環境に魚価の値段も左右されると、そういうふうに私は考えてもございますので、ぜひとも、まだ今具体的な取り組みというのははっきり決まっておられませんけれども、何がしかの形としての取り組み、それから周知や勉強をする日、海を大事にする日として取り組んでいきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 海の日のある方についてを終わります。

以上で議席15番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、5、台風10号による農水産業被害の状況及び町の対応について、議席3番、加藤進君の質問を行います。

○3番（加藤 進君） 台風10号による農水産業被害の状況及び町の対応について町長にお伺いをいたします。

8月19日、小笠原諸島八丈島付近で発生した台風10号は、南の方向へ勢力を増しながら迷走に迷走を重ね、九州の東方沖でUターンをしてブーメラン型台風となりました。太平洋沿岸を北上し、観測史上初めて太平洋側から東北、岩手県地方に上陸、日本海へ通過した際には、東北地方はもとより北海道各地に甚大な被害をもたらしました。森町でも長時間の停電、強風による一般住宅や倉庫等の被害、風倒木での交通障害や鉄道の運休等々が発生をしたところでございます。中でも、基幹産業であります農業、水産業は多大な被害が報告をされており、国から激甚災害の指定を受けたところでございます。特に水産業のホタテ養殖施設が大きな被害を受け、春からの原因不明のへい死とあわせて二重の被害をこうむっており、一日も早い災害完全復旧を願っているものであります。

そこで、お伺いをいたします。農水産業及び町全体の被害金額はどのくらいなのか、また激甚災害指定の場合国の特別財政支援の範囲はどこまでなのか、さらには農水産被害者等への町の補助はどのように考えているのか、町長にお伺いをいたします。よろしく願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 加藤議員の質問にお答えします。

8月30日から翌31日にかけて通過した台風10号は、当町に甚大な被害をもたらしました。噴火湾内は大しけとなり、湾内全域で養殖施設の損壊やホタテガイの脱落などの被害が生じました。森町では、災害発生時から関係機関と情報共有を図りながら、逐次被害額を把握して渡島総合振興局へ報告していたところです。森町の漁業被害額は、養殖漁業や定置網漁業等全体で約11億円、農林畜産業では全体で約2億8,000万円、住宅、土木被害等を含めると森町全体では約14億円を超える被害額となっております。議員のご質問にもありましたホタテ養殖漁業が激甚災害の指定となり、養殖施設被害については国庫補助の対象となりました。補助率は施設の残価に対する90%となっておりますが、現在財務省と水産庁との間で残価をどのように判定すべきかといった調整中であり、現時点では具体的な額はお示しできない状況でございます。なお、今回の国庫補助を受ける前提として、町の上

乗せ補助が条件になるとも伺っております。本来であれば個人の生業のための施設は個人が守るべきものでありますが、台風被害に加えて、議員のご質問にもありましたように昨年来からの原因不明による大量への死により、基幹産業の一つでありますホタテ養殖産業が危機的な状況にあります。地域経済に及ぼす影響等を考慮いたしますと、町の上乗せ補助は政策上必要な取り組みであると考えております。国庫補助や財政援助等の概要がわかり次第、同じく激甚災害の指定を受けた鹿部町、八雲町、長万部町の近隣4町で足並みをそろえた上で議員の皆様にお諮りしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○3番（加藤 進君） 再質問をさせていただきます。

この大きな災害は、たしか5年前、平成23年、22年でしたか、3.11の東北大震災のときにも激甚を受けているわけでございますけれども、そのときはたしか激甚の範囲は45%に町の上乗せが20%ということで、合計で65%の補助が確定したということでございますけれども、今回もまだ今のところはわからないということですが、何とかそのくらいの補助率であってほしいなと思っております。

それで、風倒木についてもかなり広範囲に被害が及んでいるわけでございますけれども、たしか274ヘクタールですか、の広域の風倒木が発生したと。町有地はあるのかどうかわかりませんが、それらの部分について町有地である、また民間のものであることについて植林をするような、今後ですね、今すぐでなくても今後植林をするようなお気持ちはあるのか、それが1点と、この災害について義援金等が寄せられているのであれば、それらについて被害者について配分をする、見舞金として配分をするというような町として気持ちはあるのか、その2点お聞きしたいと。よろしくお願いたします。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

今回の台風被害、いろんところで被害を受けられて、本当に大変な被害を受けられた方々にはお見舞いを申し上げたいと、そのように思っております。そういう中で、植林についてですけれども、かなりの風倒木、大きな面積いっております。民有地も中には入っておりますけれども、町有地につきましては基本的にできればまた植林を施してこれを復活させていきたいなと、そのように考えております。

そしてまた、義援金と申しますか、お見舞い金の一部が第1回目、町にも見えてございます。この配分につきましてですけれども、罹災証明書や、それからいろんな、もう既に手をかけた場合には領収書があったり、また見積もりをいただいている方だとか、たくさん町内にいると思いますので、そういった方々、再度それぞれの部署、担当部署において確認をさせていただきながら、その配分を決めてお配りすると、そういう手順をとって今現在進めておるところでございます。できれば、先ほどの最初の質問にありましたように、国のほうのホタテ養殖被害についても多く決定していただけることが大変ありがたいことだと、そのように思っておりますし、私たちも国会議員等をお願いをしながら今見守って

いるところでございます。これからもこういった部分でお見舞い金ですとか義援金来た場合には、なるべく皆さんにスムーズに行き渡るように取り組んでまいりたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 台風10号による農林水産業被害の状況及び町の対応についてを終わります。

以上で議席3番、加藤進君の質問は終わりました。

次に、6、森町の知名度向上について、議席7番、河野文彦君の質問を行います。

○7番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

森町の知名度向上についてでございます。民間シンクタンクが毎年発表している地域ブランド調査で、函館市が全国で最も魅力的な市区町村として3年連続の全国1位となりました。函館市においては、歴史や夜景といった観光資源が豊富であり、北海道が誇るブランドであるのは周知のことですが、地元産の食材が豊富であるですとか、食事がおいしいなどといった項目でも大変高い評価を得ています。この結果は、観光と食材の相乗効果と高い知名度のたまものであり、PR効果や情報接触機会の多さがうかがえます。道南地域は、北海道新幹線開業により本州地域との距離感が縮小され、一層知名度が向上するとともに、交流人口の増加が見込まれ、森町においてはこの機を逃すことはあってはならないと考えます。知名度を向上させることは、単に観光客を呼び込むだけではなく、町外での森町産食材の消費や商機を見込んでの企業進出、定住地としての選択など、地方創生を実現するためにも重要であります。また、森町へのふるさと納税の実績を見ても予想以上の好評をいただいております。地域の秘めた魅力を掘り起こし、より効果的に発信することが不可欠であります。梶谷町長の2期目の就任挨拶にもありますように、町の魅力をさらに発信することは森町の知名度向上のためにも重要であり、将来にわたって活力ある郷土を次世代へ引き継ぐための第一歩であると考えますので、森町の知名度向上へ向けた具体的な施策があるか質問いたします。

○町長（梶谷恵造君） 河野議員より、森町の知名度向上についてご質問いただきました。お答えいたします。

森町のいかめしを初め、ホタテや豚肉、カボチャなどの食材や木炭などは、事業者の方々を初め、各種団体のご努力により大変有名となっておりますが、町名である森町の名はまだまだこれからであると私も認識をしております。また、森町を知っていただく機会や森町に行ってみたいという人をさらに増やすためには、町の魅力をさらに発信していく必要があると考え、観光協会とも協力し、取り組んでまいりました。本年度PR活動といたしましては、札幌駅前地下広場にて森町のロゴマークを使用した特産品の紹介を初めとして、東京都で開催された北海道暮らしフェアへの出展など、主に大都市において移住相談にも応じながら、豊かな自然環境を初め、食や文化など森町の魅力を発信してまいりました。また、長期滞在をお勧めする町として全国紙にその情報を掲載するなど、森町を知っ

ていただく機会の増大に努めてきたところです。さらに、東京、大阪などで開催された観光商談会にも参加し、来年のもりまち桜まつりをPRするとともに、私みずからも職員とともに大手旅行代理店を複数社訪問し、観光誘致にも努めてきたところです。

さて、ここ数年アクセス数が増えております町の公式ホームページ、特に公式フェイスブックの活用は、森町の魅力をリアルタイムで効果的に発信できる非常に有効な手段であり、さらなる活用を考えておるところでございます。今後も引き続きこのような継続的な情報発信に加え、事業者の方々や各種団体とともに積極的に道内外に出向くとともに、観光大使の皆さんにもご協力をいただきながら森町の魅力を直接伝えるとともに、冬期における新たなツアーイベントの実施など、さまざまな手法を通じて森町の知名度向上に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○7番（河野文彦君） 現在取り組まれているさまざまな活動というのをお知らせいただきました。やはり情報接触機会というものをいかに広めていくかというのが大事なのかなというふうに思います。それで、私が冒頭申しました地域ブランド調査というものを私なりにちょっと内容を分析させていただきました。対象の町村というのがこのブランド調査の中で北海道内では30町村あったそうです。そして、道南地域では白老や乙部、岩内、奥尻などがありました。残念ながらこの中には森町が入っていなかったと。第1次選考で漏れてしまっていたのかなという部分で、ちょっと残念だなというふうなところがありました。私がそこで着目したデータの中で、道内の町村、市は抜かして町村の中で美瑛町が全国でも大変上位でありまして、北海道内の町村ではトップというような結果でした。美瑛町はそんなに有名だという中で、パッチワークの丘でしたり、ドラマなんかに出たりと、やはり情報接触の機会、特に多いのかなと。ただ、美瑛町でパッチワークの丘ですとか、そういうところ以外で何があるのかなと美瑛町の観光ページなんかを見ると、それほどないと言ったら失礼なのですけれども、森町のほうがすばらしいものをたくさん持っているのです。ですが、美瑛町がランクアップされるというのは、森町が情報を提供する機会がやはり少ないのではないのかなというふうに感じました。ですから、そこが美瑛町に負けないほどの情報発信する手法をとるのであれば、森町も全国でトップクラスの地域ブランドという認知度を広げていけるのかなというふうに考えております。

そして、先日の子ども議会と言ったら失礼ですけれども、高校生の議会体験の中でも、地域資源の可能性というところに、上陸地ですとか、遺跡の部分ですとか、森町が持っているソーシャルストックというのですかね、地域資源をもっとより発信すべきではないか、活用すべきではないかというような意見もありました。そういった中で、森町の持っている資源というものをもう一度見直して、さらなる発信というところにつなげていくべきなのではないかなと思っています。僕のちょっと体験談も入ってしまうのですけれども、私道内の地方なんか行ったときに、どこ出身ですかと聞かれると、いかめしの町ですと言う

のです。いかめしの町と僕が言っても、函館ですかという答えが最近多いのです。ですから、いやいや、いかめしは森町が発祥だと。函館がにせものとは言いませんけれども、本家本元は森町なのだという話をよくするのですけれども、やはりくやしいです。いかめしというのは森町の最大といいますか、物すごい財産だと思いますので、その辺のPRも、先ほど町長もいかめしだとか、ホタテだとか、木炭だとかというところをPRしているという答弁いただきましたけれども、その辺もまだまだ函館に持っていかれないように、森町としていかめしだとかという部分をもっとよりPRして行ってほしいなというふうに思います。

そしてまた、議会の視察で平戸市に行ったときに、ふるさと納税のテーマで伺ったのですけれども、ふるさと納税をしてもらうだけではなくて、その後のアフターケアといえますか、一旦納税してもらって、物を送っただけで終わりではなくて、その後のアピールも大変大事にしているというような説明がありました。交流イベントを行ったりですとか、その後にお歳暮の時期に何かカタログを送るですとか、その辺も物すごく情報発信のいい機会なのではないかなというふうに考えています。

そこで、再質問といたしまして、地方創生の時代、知名度向上という部分にはどこの町も自治体も力を入れていると思います。森町としてもおくれることなく、いち早く取り組まないとというふうに考えている中で、PR実施隊というのを募集したり編成している自治体があると聞いております。よその町から実施隊を募集したりですとか、町内から手を挙げていただいたり、いろんな選考方法ってあると思うのですけれども、町として実施隊といいますか、専属の部署まではいかなくても、もっとPRの部分に重点を置いたプロを職員の中で起用していくというようなところがないかというところを再質問させていただきたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再質問にお答えいたします。

町の名前を覚えていただくというのは、なかなか簡単なようでいて難しいものだと、そういうふうに思っております。そういう中では、函館市ですとか京都ですとか、たくさんの昔からの歴史のあるまち、そしてたくさんの文化財の残っているまちというのが上位に入ったり、それからまた後発であっても非常に特徴的な魅力のあるまちというのが上位に入っているのかなと、そういうふうにお話を聞いて感じておりました。森町も、今年の3月に開業いたしました新幹線、これにおいて、今までは普通海のものや山の物、畑の物を提供する食料の供給基地だったものを今度は観光としてたくさんの方が来ていただく中で、そういう食料も消費していただいたり、お土産も買っていただいたりという方向に変えていかなければならない部分だと、そのように私も思いながら、観光協会とともに先ほど答弁させていただきましたいろんな旅行代理店を回ったり、今後の取り組みとして担当課に進めさせていただいているところでございます。

そういった中で、大いに地域資源活用しながらこれから進めていくわけでございますけれども、いろんなところで町とのつながりをずっとこれからも継続して、そのつながった

方々を減らさない、増やしていく、これが一番の得策ではないかな、そのように思っております。そういう点で、逆にもう一方では、町の悪いお話が伝わるとそれは悪評になっていって、せっかく築いてきたものももとのもくあみとか水の泡になってしまう、そういう可能性もありますので、つけ焼き刃でこれに取り組むというのはちょっと慎重にしていかなければならないなと思うのも一方でございます。そういった中で、観光協会などとも連携しながら町のPRにはこれからも努めていきたいと思っておりますし、ご質問のPR実施隊、他のまちでも一生懸命取り組まれております。うちの町としてもこれから進めていく準備を今していた段階でございました。来年度に向けて、そういう外部の方のご意見を頂戴して、内側にいる人たちだけの考えではどうしても訪れる方々の思いには真剣立っていけないのではないかなと、恐らく河野議員もそういうふうにお考えだと思いますので、そういうたくさんの方の知恵をおかりしながら、観光地、それから訪れる方々を増やしていきたいなと、そのように思っております。専門の部署ということにはならないかもしれませんが。今後募集を、それを進めていく中で来年度の当然予算取りというのにも必要になってきますから、担当課と相談しながら、とにかくほかの町に多少はおくれても、最後に抜き返すと、そういう気概を持っていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○7番（河野文彦君） ただいま町と一度つながりを持っていただいた方を逃さないでがっちりとかかむと、一番大事なかと僕も思いました。ぜひ進めていっていただきたいなというふうに思います。

町の情報発信の機会として、先ほど町長のお言葉の中にフェイスブックという部分があったと思います。最近若者のスマホを中心としたSNSの情報の発信能力というのはかなり大きなものがあるというところで、有効に活用していただきたいというふうに思います。そういった中で、昨年度森町でようこそ森町へというようなPR動画を作成したかと思えます。今この動画に触れられる部分というのは、多分ユーチューブの公式チャンネルぐらいかなと思うのです。私きのうも見させていただきました、改めて。いつ見てもすばらしい動画だなというふうに思うのですけれども、残念ながらこの再生回数が1年間で600回しかないのです。この600回のうち、多分50回ぐらい僕再生しているのです。ですから、この動画、今はたしか図書館で貸し出しをしていただいているのかなと思うのですけれども、この動画というのは森町の図書館に置いて町民に発信するよりも、やはり町外の方にいかに見ていただくかというふうな部分が最も有効な活用方法だと思います。それで、先ほどふるさと納税をしていただいた方にその動画を送って、見てほしいとか、さまざまな活用方法があると思います。

そして、また先ほど観光大使という部分もありました。大変著名な方と森町の中身をよくわかっている方と観光大使になっていただいていますけれども、ここで再々質問なのですけれども、森町の持っているPRに有効だと思われるような、大使をツールと言ったら

失礼かもしれないですけども、町としてのツール、これを今後どのように活用していくかというところですか。なぜこんな質問するかというと、最大限活用し切れていないのではないかと僕は思います。町長の2期目の挨拶でもさらなる発信ということは、まだまだ足りない、さらに発信しなければならないという思いからのさらなる発信という言葉だったと思いますので、その辺とツールという部分をいかに今後、これ以上プラスアルファでどのように活用していくかというところがございましたら、お聞かせいただいて再々質問としたいと思います。

○町長（梶谷恵造君） 再々質問にお答えいたします。

さらなる発信、できればどれが効率よく発信できるのか、河野議員もたくさんいろいろと考えていただき、大変感謝申し上げます。そういう中で、ふるさと納税の返礼品の中にこういう動画を入れてあげたらどうかとか、中には観光パンフレットを入れたいという申し出をしていただいている、そういう企業の方もおるのですけれども、最近おかげさまで我が町のふるさと納税も大変好調に伸ばされておる中では、枚数や数がどれだけ必要かという膨大な数になりそうなので、そこはもう少し考えながらいかなければならないなというふうにうれしい思いでいるところでございます。

そういう中で、観光大使、世界中回っているのです。うちの観光大使は、ご存じのように阿部商店、いかめし屋さんの社長もおいでですし、エリック・ワイナイナもそうですし、また田嶋伸博レーサーもそのとおりです。お二人はほとんど海外のレース市場を、ワイナイナと田嶋さん、お二人は海外市場、ほとんどレース場、それからランニング場所、マラソン大会等に出向いておりますので、いろんなところで森町の名刺を配ったり、いろいろと宣伝をしていただいているところです。1年ちょっとしかまだたっていないので、効果はこれからだと、そういうふうに思っております。私は、まず発信するのでもいいのですが、そういった発信を受けた方々が来たときに、受け皿としてでき上がっていないと逆に不評につながっていくのではないかなという一方では心配もしております。これが連携をとれて、たくさんの方が森町に来てくれるようになった、宣伝効果のおかげで。そしたら、来た人たちが来て十分満足される、そういう形を一方でつくらなければならないなと思っております。両方あわせて、まずいろんな対策、それから方策を模索しながら進めていきたい、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町の知名度向上についてを終わります。

以上で議席7番、河野文彦君の質問は終わりました。

◎日程第5 承認第1号

○議長（野村 洋君） 日程第5、承認第1号 専決処分した事件の承認について、平成28年度森町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 承認第1号でございます。専決処分した事件の承認についてです。

本件は、平成28年度森町一般会計予算において補正を要することとなったので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、報告するものです。

本件は、平成28年度一般会計補正予算の第8回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,769万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ103億1,612万9,000円にしたものです。

4ページ、5ページの歳入では、普通交付税で1,128万1,000円、財政調整基金で7,641万7,000円をそれぞれ補正財源として求めたものです。

6ページ、7ページの歳出では、各項目にアスベスト対策の経費を計上したものです。

款3民生費は、さくらの園への繰出金を計上したものです。

款6農林水産業費では、基幹集落センターの暖房用ボイラーの煙突にアスベストが含まれておりますが、剥離はなく、目視でも異常はありませんが、確認のため検査を行うもので、検査手数料と囲い込みのための修繕料を計上したものです。

款10教育費、項3中学校費、項5社会教育費の公民館費、8ページ、9ページの項6保健体育費の体育施設費では、煙突の囲い込み修繕、検査手数料、暖房機器借り上げ料、煙突改修工事費をそれぞれ計上したものです。

以上です。

○議長（野村 洋君） これから承認第1号に対する質疑を行います。よろしいですか。
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 終わります。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、承認第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 承認第2号

○議長（野村 洋君） 日程第6、承認第2号 専決処分した事件の承認について、平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、承認第2号についてご説明申し上げます。
本件は、平成28年度森町介護サービス事業特別会計予算において施設管理費に係る歳入

歳出予算の補正を要することになりましたので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したもので、ご報告するものでございます。

1 ページ目をごらんください。本件につきましては、平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第3回目になるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,535万5,000円を追加し、2億7,465万円としたものでございます。

4 ページ目、5 ページ目の事項別明細書をごらんください。本件は、煙突アスベスト除去等改修工事と暖房、給湯設備工事が主なものとなっております。

歳入でございますが、款3繰入金是一般会計繰入金を充当したものでございます。

続きまして、6 ページ、7 ページをお開き願います。歳出でございますが、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費につきましては、煙突アスベスト除去等改修工事に1,100万円と暖房、給湯設備工事に1,355万8,000円を計上、需用費等につきましてはそれに伴う諸経費でございます。

以上で承認第2号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから承認第2号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから承認第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、承認第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第1号 財産の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画振興課長（長瀬賢一君） 議案第1号についてご説明いたします。

本案は、財産の処分についてでございます。地方自治法第96条第1項第8号及び森町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、次のとおり財産処分をすることについて議会の議決を求めようとするものであります。

財産の名称は、グリーンピア大沼施設。

財産の所在は、茅部郡森町字赤井川229番地1外。

財産の種類及び数量は、土地、30筆、283万7,659平方メートル、建物、48棟、2万4,895.11平方メートル、付随する構築物一式でございます。

売り払い予定価格は、税込み5,000万円。

売り払いの相手方は、茅部郡森町字赤井川229番地、グリーンピア大沼株式会社代表取締役、宮田富夫でございます。

資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照願います。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

○6番（檀上美緒子君） まず、1点ですが、先ほどの私の一般質問でもこれに類する質問をさせていただいたのですけれども、この間議会に対しての説明は数回なされているのですが、町民に対する説明、または意見を聞く機会というのが持たれなかったということに対して不満というか、いろいろ町民の方々にとっても疑義を感じていらっしゃる方が多くいらっしゃいます。そういったことに対してどのような見解をお持ちなのかということがまず1点です。

それと、もう一つですけれども、価格が5,000万ということで、建物、土地、付随するものを含めて全て合計で5,000万というまさに破格の安値で売り払うわけですが、町の森町普通財産の売り払いに関する取り扱い要綱の部分で売り払いに係る価格の規定というのがあるのです、価格設定。そこには、ただしということで、特に土地についてのことが触れられているのですが、ほかのものも適切な時価によるものということになっているのですが、ただし土地については当該土地の性質、経済性、その他の観点から判断し、次の各号のいずれかを基準とするものとするということで3つ挙げられています。近隣土地の取引事例価格をもとにした価格、路線価または固定資産税評価額をもとにした価格、3つ目が不動産鑑定士による鑑定評価額をもとにした価格ということで規定されているわけです。これと照らしたときに、この5,000万というのがどうなのかという判断をどのようにされているのかということについて2つ目質問したいと思います。

まず、その2点お願いいたします。

○企画振興課長（長瀬賢一君） 檀上議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の売買協議に当たりましては、グリーンピア大沼を売却した場合にはどうなるか、売却しなかった場合にはどうなるかというシミュレーションをしております。売却しなかった場合には将来大きな財政負担が生じて、売却したほうが将来の財政負担が少なく町にとって最善の方法であるというふうに判断して売却することにしたところがあります。売買の内容については、町とグリーンピアとの協議の中で、また全員協議会を開催していただきまして、議員の皆様方からいただいた意見を取り入れて町とグリーンピアが双方で合意した条件で仮契約をすることができたというふうに思っております。通常の場合であれば、住民説明会を開催して町民の意見を反映することが重要であるというふうに思っておりますけれども、今回の場合につきましては期限の問題もありましたし、また

町とグリーンピアとの協議の中でこの条件で合意したということですので、もし仮に住民説明会を開催したとしても、根本的な契約内容については変更することが難しいというふうに判断したところでございます。町民に対する説明につきましては、今後経過を含めた内容について広報紙等でお知らせしていきたいというふうに思っております。

それから、2点目なのですが、森町の普通財産の売り払いに関する取り扱い要綱の関係だと思っておりますけれども、その中の第5条に記載されている部分だと思っております。1号から3号まであるわけなのですが、今回の場合は3号の不動産鑑定士による鑑定評価額をもとにした価格ということで、当時森町が年金福祉事業団から購入した価格、これは不動産鑑定をして3億円だったのですが、その2分の1の額ということで1億6,945万円で購入しているところであります。ベースとなるのは、その部分で森町が3月30日の日にこの条件でお売りしたいということで提示して、協議の中で5,000万ということに落ちついたということでございますので、根拠といたしましては第5条の第3号ということになるというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、質問は質問でいいのだけれども、かなり細部に至りますか、この後の再質というのは。一応今までも、これは本会議だから、当然ここで聞くというのももちろんそれはそれなのですが、全員協議会である程度議員には説明今までずっときましたよねということで、内容的なものでさらにこの場で掘り下げていくというような質問になれば、議長としてはとめざるを得ない場合もありますので、そのところ踏まえて再質してもらいたいと思うのだけれども、本会議は本会議でいいのですけれども、これ以上細かく掘り下げていくと議長としてとめなければならないということも出ますので、ではどうぞ。

○6番（檀上美緒子君） もしあったらとめてください。言いたいことは言わせてもらいたいです。

1点目の部分で時期的なことが言われましたけれども、具体的に言えば去年の6月からスタートしていますよね、ある程度詰めなければ町側の態度というものも説明できないということで時間的にどんどん、どんどん押してくるという状況はわかるのですが、どうやって町民の皆さんに知らせる手だて、こういう期間の中でも可能なのかという追求がされたのかどうかというところが私は一番問いたいところなのです。そして、決まってからお知らせするのと決める前にお知らせするのとでは受けた側としては全く違うのです。それを先ほどの一般質問で結婚の例を出して言ったつもりだったのですが、その町民の意識というか、感情というものに対する配慮が余りにもなさ過ぎるのではないかなということをおぼろげに思っています。だから、そのあたりの配慮ということをもっと、時間がなければなりに何とか生み出していくということを考えていただけなかったのが残念でたまらないのです。そういうことを最大限努力されたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

それと、2点目なのですが、そういう交渉事項でこういう価格に落ちついたというのはわかるのですが、落ちついた価格が先ほど提示した私の3つの基準、それと合致しなくてもいいということなのか、最初の提示がそれに合致していれば、最終的な価格設定はこの基準、要綱と合致しなくてもいいという判断になるものなのですか、そのところお願いいたします。

○企画振興課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、今回の場合期限の問題もありましたけれども、まずこの交渉というのは町とグリーンピアの協議の中でこの条件で合意したので、住民説明会を開催しても根本的なそういう中身の契約の内容については交渉の中でやっていることで、変えることはなかなかできなかったというふうに認識しております。

それから、2つ目の取り扱い要綱の関係なのですが、スタート地点がその部分で1億6,945万円からスタートしていきます。これについても協議の中で最終的に5,000万円に落ちついたということですので、それについては合致しなくてもいたし方なかったのかなというふうに感じております。

以上でございます。

○12番（西村 豊君） 建物の内容というか、アルミニウムの板使っているということになっているのだけれども、これ本当だろうか。そして、建物の中にメッキ鋼板という言葉も入っているのです。この辺、アルミニウムなら、間違いないならいいのですけれども、後で売った場合にアルミニウムって言っただろうということにならないようにしないと大変なことになる。アルミニウム使うといたらそうそうないような気もするのだけれども、再度確認して、文章的に間違っていたら大変なことになるから、ならないように確認したいなと思っている。

○企画振興課長（長瀬賢一君） お答えします。

この建物の表題につきましては、当初の図面、それから表題登記をするに当たりまして土地家屋調査士さんに書いていただきまして、全ての物件について調査をして表題登記をしているところでございますので、記載に間違いはないというふうに認識しております。

以上です。

○12番（西村 豊君） 普通はアルミの板使うというものはまずないのだ。これが年金機構の建物だったから、あったのかもわからぬけれども、再度専門家に調査してもらえ。間違いなければいいのだけれども、こういうことでちょっとしたことで違ったら大変なことになるから、なると思うの。一番先に腐るのは屋根、その屋根が腐ったということになれば、またこれ違反行為になってしまうだろう、契約したら。だから、もう一度、もし可決されたら再度、売る前に確認せ、そのほうがいいと思う。

○企画振興課長（長瀬賢一君） ただいまの件につきましては、当初の設計図面、それから土地家屋調査士の調査、それから法務局の登記官も来て確認をしているところでございますけれども、念のためにもう一度改めて確認はしたいというふうに思っております。

以上です。

○11番（木村俊広君） 先ほど5,000万という売買価格の話があったのですけれども、この価格に関して当初よりグリーンピア側から5,000万にしてくれと、なおかつ固定資産税ですか、年額1,000万上限にしてくれというような、たしかそういう話があったと思うのですけれども、最初からこういう話の流れでいって、交渉の余地がほとんどなかったのかなと。いつの間にこんなに森町とグリーンピアさんの関係というのが悪化していたのかなと、その辺を残念に思うわけですけれども、私は前にも話したのですけれども、最低限買入れしたときのその価格を堅持していただきたいと、そういう話をしていただけなのでも、そういった交渉事、議員さん方がいろいろ全員協議会で言った話を組み入れながら交渉に当たってきたという話をしているのですけれども、何ひとつ盛り込まれていないというのが現実なのです。上積みは何もない。要するに交渉には全くなっていないというのが現実なのです。ただただ相手の言われたとおりに契約書をつくってきたと、これが現状のかなと、そのように感じているわけですけれども、まず私はこの交渉はやはり失敗だと思っているのですけれども、その辺どういうふうに捉えているのか、まずお聞きしたいなと思います。

○企画振興課長（長瀬賢一君） グリーンピア大沼との交渉につきましては、数回にわたり交渉を続けてきたわけでございますけれども、決して向こうの言いなりで契約書ができ上がったということではなくて、双方で誠意を持って協議した結果、そして議員協議会で皆様方に内容をお知らせして、その意見等を組み入れた内容になっているというふうに思っておりますので、ご了承願いたいというふうに思います。

○11番（木村俊広君） 私の感覚では失敗の交渉に終わったなという、そういう感覚であるものですから、この結果を議会で議決する前に町民の皆様にも、うまくいかなかったと、でもこれ契約しなかったらもっともっと大変なことになるからということで、そういう説明があってもよかったのかなと、私はそういうふうに思っているのです。協議会の中でもいろいろ話が出たのですけれども、グリーンピアさんも丸々全部の土地が必要なわけでもないだろうということから、できるだけ使わないであろう森林の部分とか分筆して、売らない方法をとられないのかと、貴重な森町の財産ですので、そういう方法をとっていただきたいというお話をしたわけですけれども、この測量するのに数億円とか、十数億円とか、それだけでもかかると、そういう話がありました。実際それだけかかるのかどうか、よくわからないのですけれども、私は海の仕事をしているわけですけれども、海はGPSで簡単に位置を測定して図面に落とすのですけれども、その感覚からいくとそんなかかるのかなと、そんなことはないだろうと思うのです。

さらに、数年前にグリーンピアさんの土地の中で森林整備したという話を聞いております。森林を整備する際に、発注する側としてはあの辺やってくれという話ではないと思うのです。当然何番地のどこをやってくれという、そういう作業を当然だと思うのです。積算も当然だと思うのです。それどうやってやったのかなと、分筆できない、その理由

はどこがどこなのか位置関係がはっきり全くわからない。そんなようなわけもわからないような土地なのだみたいな、そういう言いぶりだったので、それでは話にならないだろうと。農林課、仕事していますよね、そういう仕事、確認します。

○農林課長（宮崎 渉君） 本年スキー場のコースを改良したいということで、一部分森林面積を測量して、その部分伐採してスキー場にしたという経緯ありますけれども、ごく一部の面積ですので、かなり金額も、今言った億とかいう、そういうものではなくて、数十万円程度でおさまった状況にありました。

以上です。

○11番（木村俊広君） 面積も小さかったということで数十万円程度ということなのでしょうけれども、しかしできないことではないのですよね、少なからず。十数億という話も出たのですけれども、恐らくこれはやらないというための言いわけでしかなかったと、私はそういうふうに感じているのですけれども、その辺売る気がないからそういう言いわけをしたものなのか、現実的ではない、そういうことからそういう言い逃れをしたものなのか、よくわからないのですけれども、何か釈然としないものがあるのです、この全体通して。その辺納得しかねる。余りこういう話もしたくないのですけれども、議員ですから、仕方なくやっております。

○議長（野村 洋君） 木村議員、何を聞きたいのかきちっと聞いてください。

○11番（木村俊広君） だから、言い逃れのための十数億円だったのかどうなのかということ。

○企画振興課長（長瀬賢一君） お答えいたします。

まず、全協でお話した際には十数億とは申し上げていないつもりです。その後私たちも町の積算システムを使用しまして、本当に町でそれ分筆するときに幾らになるかという積算をしてみました。そうしますと、6億円かかるという結果が出ました。測量する、その設計費が6億円ということであります。この土地なのですけれども、実際に山林として切り離す部分というのがグリーンピア全体のうち65ヘクタールございます。そのほかの部分については、山林なのですけれども、例えばスキー場ですとか、道路だとか、そういう付随する施設が伴っているものでありまして、純粹にその一角だけまとめて山林として売り払いができるという部分は60ヘクタールです。民間の事例、土地取引等の実態見ますと、大体山林が10円から20円で取引されてということでございますので、65ヘクタールを売却するに当たって、例えば平均して15円掛けた場合には975万円になるということになります。そのものを6億かけて分筆をして切り離すのかということになりますので、そこら辺の積算についてはきちんとしておりますので、申し上げておきたいというふうに思います。

○15番（宮本秀逸君） 28日の全協のときに私ちょっと都合で出れなかったもので、不案内な部分が結構あると思うので、質問が重なったり不明瞭な部分があるかもしれませんけれども、その辺は勘弁していただきたいと思いますが、議会は最高議決機関でございますから、こういった場に提示される場合にこれだけの地番があるのを平図面をどうして出され

ないのですか、資料として。それまず教えてください。

○議長（野村 洋君） 質問の趣旨わかりましたか、いいですか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時11分

再開 午後 2時31分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎発言の訂正

○議長（野村 洋君） それで、まず先に、先ほど宮崎課長から発言ありましたことで訂正がございますので。

○農林課長（宮崎 渉君） 済みません、先ほどの木村議員の答弁の中で私の記憶違いがありましたので、訂正いたしたいと思います。

まず、今年の夏にスキー場を一部拡幅したところがこの資料の土地の番号の13です。229番1、山林、167万6,538平方メートルなのですけれども、このうちの9,600平方メートルを森林伐採しております。うちのほうの手続でいきますと、森町の森林計画の中の林小班の面積を9,600平方メートル減らしたという部分でありまして、土地の面積自体、229番1は分筆しておりませんでした。

以上です。

◎日程第7 議案第1号（続行）

○議長（野村 洋君） それでは、まず先ほどの答弁がある。

○企画振興課長（長瀬賢一君） 先ほど宮本議員のほうから位置のわかる図面ということで地番図の提出を求められましたので、それにつきましてはただいま用意をしております。よろしく申し上げます。今用意しているところでございます。

○議長（野村 洋君） それで、さらに再質というか、質問ありますか。

○15番（宮本秀逸君） うやむやには絶対にしたくないと思うのですが、私は梶谷町長大きな決断されたと思って、その決断自体は決して悪いとか、だめだとかという気持ちは全くありませんで、果たして山林が相手にとって必要なのかなというふうに思っているのです。恐らく営業に関して必要でないだろうと。今北海道内で多くの土地の問題がまた惹起しているような部分がございますけれども、将来森町の財産としてこの山林を置いておいて、決して悪い方向にはいかないだろうと。相手、グリーンピアさんが必要としない山林であれば、その部分はやはり切り離して森町の財産として確保しておいたほうがベターだろうと、森町にとってはベターだろうと、こんなふうに思うのです。

契約の中身については、これはさまざま検討されてきたと思いますので、ある程度その評価はしたいと思いますけれども、山林の部分がどうしてもひっかかりますから、先ほど地籍図、平図と言いましたけれども、それがなくてどうして議論するのだろうかなど、こんなふうに思ったから、申し上げた次第だったのです。そういうことです。

○企画振興課長（長瀬賢一君） お答えします。

まず、山林の部分を切り離すことについては、先ほど来申し上げているとおりでございます。分筆に多額の費用がかかるということでございます。今回の場合は、まずグリーンピア大沼の施設自体がホテル等の宿泊施設だけでなく、スキー場ですとか、テニスコートですとか、キャンプ場ですとか、そういうスポーツ施設、それから自然観察のコースだとか、そういったものがあります。こういった建物と土地が一体となった複合型のレクリエーション施設であるということでございますので、建物だけそれを土地と切り離して売るということはまず当初から考えになかったということでございますので、一体のものとして売却したいというふうに考えているところです。

○15番（宮本秀逸君） さらに言いますと、例えば地積測量するのに数億円かかるというのが事実だとしますと、それはなかなかできないことだと思うのです。だから、この状態で売買をしたいという気持ちも当然わかりますし、いたし方ないのかなと思いますが、山林部分の所有者を町にしておいて、あと使用するに当たっては、これは無料で貸借やっても全く私は構わないと思うのです。グリーンピアさんがあそこで営業なさっている間は、例えば無料でこれはお貸ししますという条件つけてもいいと思うのです。ただし、平地の建物の建っている部分は、これはめり張りつけなければなりませんから、やはり売買というようなことになりましょうから、以前から提案されているような内容に沿って検討できればこれでいいのかなと思っているのです。山林の使い道というのは結構出てまいりますし、水源涵養林の指定にはなっておりませんが、水源涵養の部分から考えましてもやはりこれは大きな役割をしているものだと思うのです。これだけの面積、280町ですよ、大変な面積ですから、それをただでくれてやるという話にはなっていないと思う。いかがですか。

○企画振興課長（長瀬賢一君） まず、280町の土地なのですけれども、これをただでくれるということではまずないということです。先ほども申し上げましたけれども、グリーンピアの施設というのはそういう土地の利用もありますし、建物の利用もあるということで、複合的な一体型の施設であるということでもありますので、それを切り離して売却するのではなくて、一体のものとしてあわせた中で売却するという考えでありますので、そのところはご了解願いたいというふうに思います。

○議長（野村 洋君） どうですか、これこのままずっと質疑続けても……

（何事か言う者あり）

○5番（山田 誠君） 課長答弁している分筆、答えるときにちょっと考えてやったほうがいい。分筆に金がかかるからできないのだと、そしてグリーンピア大沼の施設とそれら

のものが一体だということを言っているのだけれども、そういうことであれば最初から売らなければいいのだ、分けられないのだから。今ここにきてそういう話ししたってだめ。もう売ることになって、町も売りますよ、グリーンピアも買いますよってやっているのだから、今ここにきて売るとか、売らないとか、多いとか、少ないとか、測量に6億かかって、山林60ヘクタール売ったら975万しかないよとか、そういうの今ここで議論したってしようがないのだ。だから、これから今までやってきたことについて経緯、経過については、町長、これ町民のほうに、終わってからでもいいですから、詳細なものについては説明いたしますと、あとの部分については議員がみんな承知しているわけだから、私はそれでいいと思っている。これ以上やったって答え両方とも出ないです。片方は売りたい、片方はなぜ売ったのだと、合うわけない。そういうことのないようにきちっとして、町民に誤解を与えないような方法でこれからグリーンピア大沼の件については処理していただきたい。どうですか。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 質疑中ですから、ちょっと待ってください。

○町長(梶谷恵造君) 私からお答えいたします。

全員協議会でも本日の本会議場の中でも非常に皆さん方からは貴重なご意見をいただいているものと、そのように私も厳粛に受けとめてございます。そういう中で、今まで課長も説明をさせていただきました。また、前回欠席された宮本議員の場合は、そのときの内容等も恐らく把握されておりませんので、今日はそういった心配事をご提言していただいているものと、そのように考えております。ただ、私たち本当に土地をただ売るということではなくて、今まで皆さん方にもずっと説明させていただいてまいりましたけれども、これからの町民に対するサービスのそういった予算の確保、グリーンピアに無駄に改修費用やそういうお金をかけたくない。そういうことから将来の町民サービスの予算を確保していると、そういう覚悟で私出させていただいております。その点もぜひご理解いただきたいなど、そのように思います。

その中で、住民説明会等についてですけれども、それ以前にまず町広報等により詳細なきちんとした説明は町民に対してさせていただきたいなど、そのように思っております。その上で、必要な場面があれば住民説明会も考えていきます。

以上でございます。

○5番(山田 誠君) 私はそれでいいと思っていますので、今言ったように、前の覚書のほうの新たな運営協議会等々の要するに住民サービス還元の部分については、十分地域の経済効果、活性化を図るための部分であるので、これらについては厳然に対処していただきたいなど、そういうふうなことを思っております。だから、今まで担当のほうも苦勞してやってきたわけだから、最終的に議会の全協も数回開かれているわけだから、今ここにきてどうのこうの、ああ言った、こう言ったと言ったって、もう議案の提案がされているわけだから、これはこれで、いい、悪いは別にして、このままもし売らないとなれば相

当なる町の負担が増えていくということもみんな知っている、承知しているわけだから、その辺を踏まえて皆さん質問しているだろうと私は思っているのです。だから、そういうことで、取り扱いについてはこれ以上前に進むということもあり得ないだろうと、これはあり得ないというのは、相手がいることで、グリーンピア大沼が善処しない限りは進んでいけないわけだから、そういうこともこの前の町長の話では無理だという話もしていますので、その辺を踏まえて議員の方々も考えていると思うので、町長、この説明だけは、さっき言ったように広報だけは出すけれども、説明会はだめだということではだめだよ。ちゃんと、必要あればでなくて、やりますということの答えもらってから終わりますから。

○町長（梶谷恵造君） 再度の質問でございます。

先ほど1点、宮本議員、山林について大変重要だと、将来においても重要だということをおっしゃっていただきましたので、その点につきましては覚書の中で、今植栽されている、あそこに植林されている木につきましては町内の企業、森町の中にきちんとして提供していただけないという約束事が書かれております。そのことをまずご報告させていただきます。

そしてまた、町民説明会ですけれども、先ほど檀上議員のご質問にもお答えいたしました。たくさんの方からのご提言や心配事や、多くのこうしたほうがよろしいのではないかというお話をさせていただいております。そういう中で今日まで進んできて、これが一応今回これから丸をつけていただけるのか、バツになるのかはこれからわかりませんが、もし丸をつけていただいたときにその部分については町民に説明する責務はあると思います。ただし、機会を捉えてというのは、必ずしも開いてそれが効果をなすかどうかというのは私も正直約束しかねる部分です。その部分であくまでも状況を見て、必要であればということで申し上げさせていただきたいと思います。通常の案件であれば、これは大きい、小さいかかわりなく、町民の財産の処分ですから、檀上議員おっしゃるように町民説明会開くのは当然だと、そのように私は考えます。しかし、今まで最初説明させていただきましたように、借地借家法の問題やたくさん重要ななかなか覆らない内容がございます。そういった点で将来の住民サービスにかけるお金を減らすということは、これは最大の失敗だと、そのように私考えますので、今回はぜひこれを成立させて将来の子どもたちのため、将来の町民のためにその予算を確保したいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、議長としては議事進行上大体質疑は終了したいと思うのだけれども、まだありますか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 発言していない方があと2人いらっしゃいますので、その方に許しますから。

○7番（河野文彦君） 先ほど来ご説明の中で期限がない、期限がないという言葉が何回か出ていると思うのです。グリーンピアさんが年内にどうかしてくれというようなお願

いが来ているかと思うのですけれども、期限というのは売る側、買う側、両方の都合があつての期限だと思うのです。町のほうとしては、今たくさんのご意見の中で、まとまったのかなとちょっと疑問に思うような部分があります。これで町としてこの期限には沿えないというような主張はできないのでしょうか。

○町長（梶谷恵造君） 私からお答えいたします。

今まで協議会開いた中でもきちんと説明させていただいたと私思っております。投資するタイミングであるのです。今までも私言ったと思っています。大沼のプリンスホテルが大規模な改修して、今全開でやっている。大沼の公園の駅前にも新しいホテルオープンしましたよね、それ以外にも湖畔にどんどん建てられているというのは他の同僚議員のご質問でも過去ありました。そういうものを踏まえて、あと半年先、1年先、誰があと責任負うのですか。そういうふうになったときに、この契約は成立しないって何度も私申し上げています。考えてください。どうぞよろしく願います。

○7番（河野文彦君） 全協で何回もこの件については議論を重ねてきたところですが、先ほど町長から、同僚議員の質問の中で、同じ部分ばかり何回も議論しているから、それはもう意見出尽くしたというような表現したと思うのです。同じ問題が出るということは、その問題点が解決しないから出るのではないですか。それが何回も出るから、出尽くした、終わったというのですか、そういう表現はどうもおかしいのではないかなと思うのです。というのは、町長の先ほどのお話を聞いていますと、もうこれは全議員が全協の中で納得していただいたというように僕は聞こえたものですから、その辺の町長の考え方をもう一度お願いいたします。

○町長（梶谷恵造君） 再度お答えいたします。

たくさんのご意見をいただきながら全員協議会でも、またいろんなところでもお話をいただきながら進めてまいりました。そういう中身につきまして、具体的に価格の問題だとか、それから先ほど言っているように山林を分筆するとか、そういうできないことに関してはできないのですけれども、覚書や契約書の中身について、万が一何かあったときにはきちっとまたもとどおりに戻る。それが売りっ放しでグリーンピアのほう、向こうだけのほうにはならない。そういった約束事も皆さん方からいただいた約束事を全て網羅した中で契約をして進めて、これを今成立、お互いに納得しましたので、今回の議会に議案として提出すると、そういうことです。ですから、先ほど担当課長のほうからの説明でもありましたように、これ以上変えれない部分というのが大体同じように質問として出てきているというふうに理解していただければ大変ありがたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○7番（河野文彦君） 最後にもう一点だけお願いいたします。

先ほど来広報なり説明会なりは、この売却が決まった場合、その後に説明するというようなご説明だったかと思うのですけれども、この件というのはここ2カ月、3カ月で出てきた話を短期的に処理したものではないと思うのです。1年前、2年前、26年の契約更新

の数日後、数週間後ぐらいにはもうグリーンピアから売ってほしいというようにお話が出ていたかと思うのです。それであつたら、僕はこの財産というのは町のものでも議会のものでもない、町民のものだと思うのです。町民が売る、売らないの事実すら知らない方が多い状態で、町民に知らせるといふ部分をおろそかにしてはだめだと思うのです。そういった中で期限の問題になつたのですけれども、全協で最終の契約の段階が出てきたのがわずか1週間、10日ほど前です。もうちょっと早く最終形態に煮詰めて、町民にお知らせしていくという時間をとれなかつたのかというところをもう一度説明願いたいと思います。

○企画振興課長（長瀬賢一君） お答えします。

確かにグリーンピアとの協議については、以前から協議を続けてまいっているところです。その都度全員協議会開いて議員の皆様方にはご説明をしているつもりです。今回の場合については、交渉の相手でもあるということでございますので、その交渉内容というのはその交渉ごとにいろいろ変わっていくわけです。その都度住民の皆様にお知らせしていくということは、前回言ったことからまた変わったとかという部分も出てきますので、どこの部分で区切って説明したらいいのかということもありましたので、機会を捉えることがなかなかそこはできなかつたのかなというふうに思っております。ただ、先ほど来申し上げているとおり、決まった際にはきちとした経緯等を含めて説明をしたいというふうに考えているところです。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 全く素人考えなのかもしれませんが、全協でも質問している部分で明確な回答をいただけていないというふうに私認識していますので、再度伺うことになろうかと思っておりますけれども、要するに借地借家法によって制限されているのだという話何度も出ていますけれども、そもそも普通に素人考えからすると、修繕してくれというのをお金がない状態で修繕してくれというふうに大家に言われた場合、大家に金がない場合直さないわけですよ。とすれば、当然家賃として値上げする形でしてもらって修繕しますかという話になるのだと思うのです。そういう認識で私いるのです。とすれば、お金がないのに直せというほうが無理な話です。そしたら、借りるのやめましょうという話になるのではないですか。その辺がどうも納得しないところなのです。

だから、今回当初のこの売却の問題が出てきたというのは、全協で出された8月10日の資料を見ますと28年1月21日にグリーンピアのほうから申し出があつた。購入したいという申し出があつたという話になっているということなのだけれども、それ以前に5年契約、10年契約をしているわけですよ、町としては今までどおり全く同じ条件で。とすれば、その当時の状況、町の姿勢としては、2,000万なのかどうかはわからないけれども、そのときの2,000万の賃料で貸すということを前提にした考えで契約したはずなのです。それをあちらからこういう形で買いたいからという形で、当然これから修繕出てくる、何億かかるという話が当然わかっているはずなのですよ、町としては。それなのにもかかわらず、売るからという話で、あちらが十数億ですか、今後修繕に係る経費がこのぐらいかかるから

という形で言ってきていることを全てやるということは考えられないわけですよ、町としてはそのままの契約であれば。

だから、なぜこういうことに、ここまで足元見られるような形で交渉に応じなければならないのというふうに最初から私自身不思議に思っていたところなのです。だから、要するにこちらと条件が合わなければ一切貸さない、貸すということはやめるということは不可能なのですか。5,000万で売るといえるのはいいのです。いいのだけれども、それ以外の助成金を出すのですよ、毎年。総額4億8,000万、だからその額を出すということは修繕にそれだけかかるのとかける上限がそのぐらいだというふうに判断もできる場所もあるのですけれども、今までどおり契約で賃貸で貸すということは不可能なのか、それともその契約を解除できることが可能なのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいのです。

○議長（野村 洋君） これはどうだろう、松田議員、何回もこれ出ていた話ではないかな。

（何事か言う者あり）

○企画振興課長（長瀬賢一君） お答えします。

まず、借地借家法の契約の解除の関係なのですけれども、これにつきましては基本的には相手の合意が必要だということにして、また森町のほうが一方的に出ていってくださいということとはできないというふうになっています。例えば賃料をグリーンピアが払わないだとか、無断で休業したりだとか、そのほか破産したりだとか、そういうような重大な事案がない限りは契約解除ができないということになってございます。

それから、賃料の値上げについても、これも借地借家法上、森町のほうが賃料を値上げしたいと言っても、グリーンピアのほうそれを拒めばそれは上げることができないという法律になってございますので、そここのところはご了承願いたいというふうに思います。

○議長（野村 洋君） ある程度今まで確認していることなので、追加ですか。

（「今のことで」の声あり）

○14番（松田兼宗君） 要するにそういうことが可能だというのは、自治体だからなのではないかなという気がするのです。個人だとすれば、お金がない、どうやって修繕できますか。破産するしかないわけですよ。会社としても運営できないのです。そしたら、解除してもらえないわけではないのですか。それが自治体だからできないということなのですか。そこなのですよ、聞きたいのはその部分の回答。だから、自治体だから足元見られているというのはそこなのです。10年前に再契約するとき、5年、10年先のする場合にそのことを考えていなかったのではないの、自治体のほうが。だから、契約して、その後にあっちは契約して、まんまとあっちの思うつぼにはまったのだと私は思うわけですよ、その時点で。だから、私契約する前のときに一般質問もしていますけれども、グリーンピア問題で。町民の財産ですよ。要するに今後それを修繕するにしても、町民の税金でやるのですよ。だから、幾らでも、倒産、破産ということないから、契約するわけですよ。だから、今さら言ってもしょうがない部分かもしれないけれども、できるだけそういうこと

も含めた交渉の中で今までの交渉の中で幾ら高くても買ってもらふ算段をしなければならなかったのだと私思うわけです。その前にさらに三十数億の評価額の中を5,000万ですよ、そんなの一般の町民からすれば考えられない金額なのです。誰がそんなのわかってもらえますか。

だから、あとはそういういろんな問題あるとすれば、幾らでも交渉、金額的なベースでいってもそうですけれども、補助率を下げるとか、そういうようなことを考えないとならなかったと私思うわけです。それだけの時間あったのです。あちらがそうだとすれば、応じないというのなら話が先に進まないという話は私どうも納得できない、その部分が。自治体だからそういう出方をしているのではないのですかというふうに思うのです。いかがですかね、その辺。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時01分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（梶谷恵造君） 私からお答えいたします。

日本は法治国家でありまして、一般的に先ほど松田議員おっしゃられたように、大家さんお金ないから直すことできないよ、我慢してちょうだい。それで民間では理解を得られるかもしれませんが、自治体がそういう法を破りながら、きちんと契約されてわけです、グリーンピア大沼と賃貸したときに、その約束を破って直さないとか。できれば直してあげたいです。きちんとした収入が町として入ってくる、循環するようであれば、できればそういうことも可能だったかもしれませんが、今現状でこの間いろいろと考え、そして相手方といろいろと交渉してきた結果の中では、まず契約の内容を確認すれば今現状でそのまんまいくということにはなりませんし、また直してあげるために今まではかなり待っていただいていた。当然雨漏りだったり、凍害が起きたりとか、時にはお風呂場の天井が落ちたりとか、もうそろそろ大きな額でお金がかかっていく、そういう時期に差しかかっております。それを見越しながら、町としては修繕費で一般財源をそこに拠出するのはできれば避けたい。そういう中で、きちんとした約束事を考えたときには、いろんな交渉事で町からの財源を拠出しない中で修理をし、相手の要求も満たす形が今回の交渉、契約の内容だったと、そのように思っております。ちょっと話それましたかもしれませんが、きちんとした契約の中で町としてお貸しして運営をしていただいているのですから、その法律を破ってそれを約束事を守らないでいくということではできない状態でした。

以上です。

○10番（久保友子君） 私は一町民だったのが長かったものですから、町民の代表といた

しまして、文書ではなくて、公民館に集まっていただくとか、それから今後の経緯とか、森町がグリーンピアさんに買ってもらうことが一番ベストだということを本当に皆さん全部にわかってもらわなくても、文書は読めない方もいるかもしれません。防災無線を流していただいて、集まってきてくださった方がリピーターになって、これは森町に最終的にいいのだということを示してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 質問ではないね。

それでは、議事進行上ここで質疑を打ち切ります。

それでは、質疑を終わりまして、討論を行います。

討論のある方。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 反対の討論でしょうか、賛成の討論でしょうか。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） では、まず反対の討論される方はございませんか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） であれば、賛成の討論を許します。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時10分

○議長（野村 洋君） 休憩を解いて会議を再開したいと思います。

反対の討論。

○11番（木村俊広君） ただいまのグリーンピア売却について反対の立場での討論させていただきます。

今まで皆さんからいろいろな質疑があった中で、それぞれまだまだ納得がいていないと、この段階でこれをこのまま通すと、そういう流れになっていくのは町民にとっての利益に反すると、このままでいけないと私は思っております。やはり町民に一度真意を問うてこのことは進めていかなければならない問題であると、そのように感じております。まだまだ議論することがたくさんあるのではないかと。そういった立場から反対ということで討論とします。皆様、議員の反対のその声を、これは最終、最後まで反対という話ではないですから、この時点で進めるというのはいかがかなと私は思っていますので、そういうことをご理解願いたいと思います。

○議長（野村 洋君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許します。

○6番（檀上美緒子君） 今ここに至った状況下で、まさに苦渋の選択として賛成討論を

させていただきます。

グリーンピア大沼のホテルは築20年を過ぎ、施設、設備の老朽化に伴う補修やリニューアルと営業を継続するには多額の費用が要るのは明らかです。賃貸契約を継続するとなれば、大家としての町の出費は賃貸料の入金をはるかに超えることとなり、売却するとなれば、破格の安値ではありますが、5,000万円が町に入り、グリーンピア大沼の設備投資等の支援を10年間、4億8,000万円することになりますが、グリーンピア大沼からの固定資産税の枠内でそれは済むことです。町からの持ち出しがなく、11年目から固定資産税として入ってくることを考えると財政負担のない売却を選ばざるを得ないと思うからです。グリーンピア大沼を持ち続けて補修費をやりくりしなければならない、そういった事態は避けなければならないと思っています。それにしても、余りにもグリーンピア大沼に有利であり、町にとっては厳しい売買契約であります。それにもかかわらず、この売却が去年の6月から具体的に動き出してから今日に至るまで、議員には4回の全員協議会での説明はありましたが、町民への説明や意見を聞く機会がなかったことはゆゆしきことだと指摘します。2014年の12月会議、2015年の3月会議の一般質問に対して、梶谷町長は売却の話が出たときは検討委員会や話し合いの場を持ち、地域の人たちや議員などいろいろな意見を聞いて最終的に判断すると答弁しています。去年の4月に賃貸契約の更新があるのは、もうわかっていたことです。その前から売却を検討するべきだったと思いますし、条件からして町民への説明や意見を聞く必要があったのではないのでしょうか。それは、全く先ほどの木村議員の発言に同調するものです。今回は本当にいたし方ないと思っていますが、賛成するに当たり、しっかりと先を見通し、町民としっかり向き合う町政運営を今後されることを強く求めます。それと、これだけの譲歩を町としてするので、これからできることとして、住民サービスを検討する協議会設置に当たり、町と住民の意見反映ができるだけの構成員を確保し、そこでの協議内容を最大限実施することをグリーンピア大沼にしっかりと要求することを求めて、賛成討論とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 賛成討論。

○4番（黒田勝幸君） 賛成の立場で討論させていただきます。

傍聴者もおりますので、傍聴者も多少わかるように説明させていただきます。グリーンピア大沼の施設は、5,000万円で売却したいとの提案がございました。あれだけの土地、建物があるのに安過ぎる、もっと高く買う人もいないかと言う方もおりました。しかしながら、平成17年の3月、グリーンピア大沼と締結した賃貸借契約書では、借地借家法により借り主のグリーンピア大沼の同意が得られない限り賃貸契約の変更はできず、売却するにしても優先順位はグリーンピアにあります。施設売却後も10年間は町が設備の支援することになっておりますが、固定資産税等が入りますので、実質年間500万円の収入になります。また、現在そのまま賃貸料で継続した場合は、大家として施設維持するために10年間最低限必要な改修をした場合、年額2,000万円の賃貸料をいただいてもなおかつ5億

4,980万円の支出が発生いたします。これだけの大金を一般会計から繰り出ししなければなりません。そのことにより、本来行政としてやるべき事業が停滞することも危惧されます。また、ホテル等につきましては、既に20年以上経過しております。今後ますます老朽化が進み、修繕費が増大いたします。また、覚書の中には、売却後も新たな運営協議会を設置し、住民サービスの検討をするとなっています。具体的には、無料利用券の発行、宿泊特別割引券の発行、無料送迎バスの運行、さらには社員の地元雇用、地元の商店、事業所からいろいろなものを購入してもらう。町内への観光客の入り込みなどにより町の経済効果もあるわけでございます。このことをしっかりと履行していただくことが町にとってプラスになると、そのように考えております。このような理由から、総合的に判断し、私は売却したほうが賢明だと思っております。

以上をもって賛成討論とさせていただきます。議員各位のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） それでは、これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

議案第1号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

したがって、日程第7、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第2号 森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

本案は、森町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

裏面をごらんください。また、資料ナンバー2もごらんいただきたいと思います。人事院勧告に基づき、町長等の期末手当に係る支給月数を0.1カ月分引き上げようとするものです。

第1条では、平成28年度分の6月と12月支給分を合算した0.1カ月分の引き上げによりまして100分の220にするものです。

第2条では、平成29年度分の期末手当で6月支給分と12月支給分をそれぞれ0.05カ月分引き上げることで100分の215とするものでございます。

附則でそれぞれ適用年度を付記しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから議案第2号に対する質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第2号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第8、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第9、議案第3号 森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(木村浩二君) 議案第3号についてご説明申し上げます。

本案は、森町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。
裏面をごらんください。また、資料ナンバー3をごらんください。人事院勧告に基づき、一般職の勤勉手当に係る支給月数を0.1カ月分引き上げ、俸給表の改正、扶養手当額の改正などをしようとするものです。勤勉手当の支給に関する規定は、議案第2号と同様であります。

以上です。

○議長(野村 洋君) これから議案第3号に対する質疑を許します。いいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。
これから議案第3号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。
日程第9、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長(野村 洋君) 日程第10、議案第4号 森町税条例の一部を改正する条例制定に

ついてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（山田真人君） 議案第4号 森町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、森町税条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、改正点につきましてご説明させていただきます。条例の朗読を省略させていただきます。新旧対照表を資料の4として提出しておりますので、ごらん願います。2ページから6ページ上段、条例附則第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に係る規定の追加は、関係法令の改正により特例適用利子等及び特例適用配当等について他の所得と分離して100分の3の税率を乗じて計算した金額に相当する個人町民税の所得割を課すこととする特例に係る所要の規定の整備をしようとするものです。

続きまして、6ページから10ページ、条例附則第20条の3、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る町民税の課税の特例に係る規定の改正は、条例附則第20条の2の規定の追加に伴う条ずれ及び適用条文等の整備をしようとするものです。

議案に戻っていただきまして、3ページ下段です。附則につきましては、施行期日と経過措置の規定の整備をするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を許します。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第10、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第5号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○税務課長（山田真人君） 議案第5号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

についてご説明いたします。

本案は、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、改正点につきましてご説明させていただきます。条例の朗読を省略させていただきますまして、新旧対照表を資料の5として提出しております。ごらん願います。

2ページから3ページ上段、条例附則第13項、特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例及び条例附則第14項、特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例に係る規定の追加は、関係法令の改正により、個人の町民税において分離課税される特例適用利子等及び特例適用配当等の額を国民健康保険税の所得割額の算定等に用いる総所得金額に含めることとする特例に係る所要の規定の整備をしようとするものです。

続きまして、3ページ下段です。条例附則第15項及び第16項につきましては、項ずれに伴う整備を行うものでございます。

議案に戻っていただきまして、2ページです。附則につきましては、施行期日と適用区分の規定の整備をするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（野村 洋君） これから議案第5号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第11、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第12、議案第6号 森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○企画振興課長（長瀬賢一君） 議案第6号についてご説明いたします。

本案は、森町グリーンピア大沼施設整備等基金条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

裏面をごらんください。グリーンピア大沼施設の売却に伴い、第1条中「森町が所有する」という文言を削除しようとするものであります。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第6号に対する質疑を行います。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） ほかに質疑ないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第7号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（安藤 仁君） 議案第7号についてご説明申し上げます。

本案は、森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

裏面をごらん願います。提案内容でございますが、赤井川小学校は平成23年4月1日から休校となっておりますが、平成29年3月31日をもちまして学校を廃止するため、学校設置条例別表第1から赤井川小学校を削除しようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を許します。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第8号 森町立へき地保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（島田宏信君） 議案第8号 森町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

裏面をごらんください。あわせて、提出しております資料6でご説明いたします。提案理由につきましては、森町では平成28年4月から町内の保育所に2人以上同時入所している場合第2子以降を無料にしていますが、国では幼児教育の段階的無償化に向けた取り組みとして4月から年収360万円未満の多子世帯の第1子の年齢制限を撤廃しています。森町では年収の制限をせず、多子世帯の第1子の年齢制限を撤廃し、保育料の軽減を拡大し、あわせてひとり親世帯も年収の制限をせず、第1子の保育料を半額にしました。認可保育所と同様にへき地保育所の使用料の軽減を拡大するために、一部を改正するものです。

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用します。

新旧対照表を添付しておりますので、ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第9号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第9号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第9号 森町福祉灯油等の助成に関する条例制定について提案させていただきます。

説明資料7を提出しております。条例の朗読を省略させていただき、資料により説明させていただきます。灯油価格につきましては、昨年同時期と比較し、大きな変動はなく推

移しておりますが、暖房に係る費用は冬場に欠かせないものであり、満70歳以上の単身世帯や障がい者同居等の町民税非課税世帯を対象に助成しようとするものです。

第1条の目的ですが、冬期間の生活支援事業として燃料費等の一部を助成し、福祉の向上に資することを目的とするものです。福祉灯油等の助成につきましては、北海道地域づくり総合交付金の交付申請中であり、今年度の交付金は60万円の内示を受けております。

第2条は、助成の対象となる世帯を規定しております。助成する世帯は、平成29年1月1日現在の住民基本台帳に記載され、次の各号に該当する世帯、以下対象世帯とさせていただきます。のうち町民税非課税世帯とします。ただし、対象世帯のうち生活保護法による生活扶助を受けている世帯、該当となる障がい者等が社会福祉施設等に入所している世帯及び世帯の全員が長期入院並びに冬期間町外に滞在している世帯を除くものとします。

2ページ目をお開き願います。第3条は、助成する内容について規定しております。灯油の支給量は、1世帯当たり50リットルを助成し、灯油以外の暖房を使用している世帯についても相当額を支給できるように規定しております。

第4条は助成方法について、第5条は申請及び決定について、第6条は有効期限に係るものです。説明については省略させていただきます。

なお、附則として、条例は公布の日から施行し、平成29年3月31日限りで効力を失うものとしております。

以上、森町福祉灯油等の助成に関する条例の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。

○5番（山田 誠君） ここに1世帯当たり50リッターとある。簡単に言えばポリタン2つ半、ちょっと寂しいような気がするのだけれども、ほかの自治体等とのつり合い等を含めて上げる気ないのかどうか。どうせ福祉的に助成するのであれば、せめて100ぐらい出すとか、その辺考えられませんか。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 管内のほかの市町村の同じ制度の内容を見ますと、町村によってまちまちではありますが、例えば5,000円の購入券を助成したり、ほかは例えば100リットルというところもあつたりしますので、今後検討していきたいと思えます。

○議長（野村 洋君） ほかに。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論ないですね。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第10号 平成28年度森町一般会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（木村浩二君） それでは、議案第10号についてご説明いたします。

本案は、補正予算の第9回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,826万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ109億8,439万3,000円にしようとするものです。

第2条の繰越明許費、第3条の債務負担行為は、それぞれ第2表、第3表に記載のとおりでございます。

8ページ、9ページからの歳入の主なものですが、款14国庫支出金の国庫負担金は、障害児施設給付費に係る国の負担分でございます。

項2国庫補助金の目2民生費国庫補助金、7,083万円は新たな経済対策分として実施する臨時福祉給付金補助金を、また92万7,000円は特別養護老人施設への補助金を、目6衛生費国庫補助金ではがん検診と災害に係る漁具、流木処理に係る補助金を計上しております。

款15道支出金の道負担金は、障害児施設給付費などに係る道の負担分でございます。

項2道補助金の目2民生費補助金では、福祉灯油事業と老人介護施設が購入する福祉車両への補助金、目4農林水産業費補助金では駒ヶ岳ダムの修繕、林道改修事業の延期による減額、また水産業費ではザラボヤ対策の洗浄器購入に対する補助金でございます。

次に、10、11ページの款16財産収入の目1財産貸付収入では、グリーンピア大沼の貸付収入の減額分500万円を、次の財産売払収入では大沼鹿部線に係る町有地売り払い分854万7,000円、グリーンピア大沼土地、建物売り払いで5,000万円をそれぞれ計上しております。

款17寄附金は、ふるさと納税の実績を鑑み、2億円を増額するものです。

款18繰入金で財政調整基金からの2億9,531万5,000円は補正財源として、また地域振興基金の100万円は飲用水確保対策事業に充当しようとするものです。

次に、12、13ページの款20諸収入の雑入では、分収林事業の4,070万円と道道大沼鹿部線の立木補償金を計上しております。

次に、14、15ページをお開きください。歳出の主なものを説明いたします。また、各特別会計への繰出金を計上しておりますが、人事院勧告に係る経費ですので、説明は一部省略させていただきます。

款2総務費、目2人事管理費の職員手当は、主に人事院勧告に係る増額分で、共済費は退職手当組合等の精算分を計上しております。

目4財産管理費では、グリーンピア大沼売り払い代金5,000万円を財政調整基金へ積み立

てをし、施設賃貸料500万円を減額するものです。

目7情報推進費では、マイナンバー制度システムの構築費を計上しております。

目11ふるさと応援対策費の報償費から積立金の総額3億5,832万円は、ふるさと納税の10月、11月の状況を鑑み、増額補正をするものです。

款3民生費、社会福祉総務費の節20扶助費の300万円は、燃油の増高に伴い、福祉灯油給付事業を実施しようとするものです。

次に、16、17ページの目4老人福祉費の補助金は、シャリテさわらが購入する離床センサーとラメールもりが購入する福祉車両への間接補助金です。また、扶助費では、老人福祉施設へ2名が入所したことから、措置費を計上するものです。

目9臨時福祉給付金事業費は、新たに経済対策分として対象者1人当たり1万5,000円を支給するもので、職員手当から負担金補助及び交付金まで総額7,083万円は全額国庫支出金で計上するものです。資料ナンバー8を提出しております。

項2児童福祉費の目1児童福祉総務費の125万5,000円は、第2子以降の保育料を無料に拡充したことから、認可外保育園の助成金を計上するものです。

目5障害児通所支援費は、修繕料とストーブ購入費と利用者の増による扶助費170万円を計上しております。

次に、18、19ページの款4衛生費、目2環境衛生費の100万円は、水道未普及地域飲料水確保対策事業として補助金を計上しております。

目3予防費の314万6,000円は、日本脳炎ワクチン接種者の増によるものです。

目6病院費の9,526万6,000円は、国保病院事業会計への補助金等を計上したものです。

農林水産業費、農地費の300万円は、尾白内地区の排水施設が決壊したため、改修しようとするものです。資料ナンバー9を提出しております。

目6駒ヶ岳ダム管理費の工事請負費は、漏水量水位計を交換しようとするものです。

項2林業費の目3分収林事業費4,070万円は、台風の被害跡地に植栽工事を行うものです。資料ナンバー10を提出しております。

目4林道事業費2,116万円の減額は、台風の復旧対策により業者対応がままならないため、次年度以降へ延期をするものです。

次に、20、21ページの項3水産業費では、ザラボヤの洗浄機購入に全額道費で補助をするものです。

また、目3水産施設管理費は、堆肥化施設の重機の修繕料です。

款8土木費、項1土木管理費、項2道路橋梁費と項6住宅費の修繕料は、それぞれ小破修繕に係る経費でございます。

款9消防費の目3消防施設費は、消火栓、砂原支署の浄化槽、6分団の車庫給水配管を修繕するものです。

目4災害対策費1,064万8,000円は、台風による漁具、流木等の処理量が増加したため、補正をするものです。

次に、22、23ページの款10教育費、項1教育総務費は教員住宅の修繕料、項2小学校費では暖房用ボイラーを初め各施設の修繕料、また石倉小学校休校式に伴う暖房器具の借り上げや式典事業補助金を計上しております。

項3中学校費は、各校舎や附帯施設、スクールバスなどの修繕料が主なものになっております。

次に、24、25ページの項6保健体育費、目2体育施設費の備品購入費139万4,000円は、あったかさわらパークゴルフ場の芝管理用機材を購入しようとするものです。資料ナンバー11を提出しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、これから議案第10号に対する質疑を行います。事項別明細書8ページからです。歳入歳出一括で行います。

○15番（宮本秀逸君） 分収林のことでちょっとお伺いします。ページ12、13です。

これは台風の被害を受けたところの倒木を処理して得た収入ということですか。

○農林課長（宮崎 渉君） こちらは、まだ処理終わっておりませんので、実際に改植工事ということで分収林事業費のほうで予算計上していますけれども、事業自体は29年度に入ってからやるということですので、先に歳入歳出立てまして繰り越すというような形になります。

以上です。

○15番（宮本秀逸君） 恐らく4,070万ぐらいあるだろうというようなことで、グリーンピアとほぼ同額ぐらいの額なのですけれども、ここは人工林でしょうから、これは針葉樹ですか、それとも広葉樹。また、これからなさろうとされていることは針葉樹ですか、広葉樹ですか。それをお聞かせください。

○農林課長（宮崎 渉君） 現在植えられているのはトドマツでありまして、予定ではトドマツの予定、もう一度トドマツを植える予定なのですけれども、最終的にはまだ決まっております。

以上です。

○15番（宮本秀逸君） 今回台風被害でトドマツみたいなゴボウのように入っていかないやつというのが大変被害が大きかったものですから、これからいろんな植栽事業に関してはそういったことも考慮する必要があるのかなと、こんなふうに思っていましたので、よかったら参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○6番（檀上美緒子君） 10ページ、11ページなのですが、財産貸付収入の部分でグリーンピア大沼の減収があるのですが、これは要するに賃貸料の12月までで、1、2、3が結局売却されたということでの減額ということなののでしょうか、それが1点。

それと、ふるさと納税がすごく順調だというので、9月に1億円、そして今回2億円ということなのですが、何らかの対策というか、取り組みされているのかどうかということと、

何でこんなに反応というか、いいのかというあたりも捉えていましたら、お知らせください。

○企画振興課長（長瀬賢一君） お答えします。

まず、1点目なのですけれども、この土地建物貸付収入の減額につきましては、グリーンピア大沼の賃料1月から3月までの3カ月分の減額分500万円ということでございます。○総務課長（木村浩二君） ふるさと納税につきましては、今回2億円をお願いしようということでございまして、特別な対策ということなのですけれども、うちのほうとしても委託業者に対して写真の撮り方だとか、商品の内容の組み合わせだとか、そういうことは依頼をしながら検討してまいっているところでございます。この状況につきましては、毎回私言っているのですが、想定外を上回るような状況でございまして、11月だけで1,000万入ってきたのです。それで、今この2億を足して総額3億5,000万になるのですが、また3月にお願いする形になるかもしれません。これについては、うれしい悲鳴だと思っております。状況につきましては、補正のときは11月の中旬で補正を組みましたので、11月の末から異常に伸びております。ここはまだまだ伸びていってほしいなというふうに考えております。

○5番（山田 誠君） 7ページ、債務負担行為ですけれども、これの業者名あったら、あすでもいいですから、提出願いたい。

それから、19ページ、負担金の6の衛生費の負担金、病院の負担金、これは国民健康保険病院の会計補助9,574万1,000円、これルール分かどうか、その辺だけ。

○総務課長（木村浩二君） 山田議員、債務負担の業者名ですが、これから見積もり合わせを29年度4月……

（何事か言う者あり）

○総務課長（木村浩二君） 28年度の実績でよろしいですか、わかりました。

○病院事務長（坂田明仁君） 病院会計の関係がありますので、私のほうから説明させていただきます。

病院に対する繰出金の関係なのですけれども、不採算地区運営補助金について後ほど説明しますけれども、1,263万増額になっております。それにつきましては基準内という形で、約8,300万ほどにつきましては赤字補填という形になっております。

以上です。

○総務課長（木村浩二君） 済みません、先ほど檀上議員のふるさと納税の答弁について訂正をさせていただきたいと思えます。

11月分だけで1,000万と申しましたけれども、1億500万でございました。余りにも入り過ぎて、私もちょっと桁を勘違いしているところでございます。このまま順調に伸びていただきたいなというふうに思っております。

○議長（野村 洋君） ほかに。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回は、12月7日午前10時開会とします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時55分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、ここに署名する。

平成28年12月6日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

平成28年第1回森町議会12月会議会議録（第2日目）

平成28年12月7日（水）

開議 午前10時00分

休会 午前10時33分

場所 森町議会議事堂

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 議案第11号 平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 4 議案第12号 平成28年度森町介護保険事業特別補正予算（第3号）
- 5 議案第13号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 6 議案第14号 平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第15号 平成28年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 8 議案第16号 平成28年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 9 議案第17号 平成28年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 10 同意第1号 副町長の選任について
- 11 意見書案第1号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書
- 12 意見書案第2号 「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書
- 13 意見書案第3号 介護報酬の再改定を求める意見書
- 14 意見書案第4号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置、並びに「高額療養費」と「後期高齢者窓口負担」の現行制度維持を求める意見書
- 15 意見書案第5号 年金支給額抑制に反対し、最低保障機能の拡充を求める意見書
- 16 意見書案第6号 大雨災害に関する意見書
- 17 意見書案第7号 JR北海道への経営支援を求める意見書
- 18 議員の派遣について
- 19 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（16名）

議長 16番 野村 洋 君	副議長 1番 三浦 浩三 君
2番 菊地 康博 君	3番 加藤 進 君
4番 黒田 勝幸 君	5番 山田 誠 君
6番 檀上 美緒子 君	7番 河野 文彦 君
8番 佐々木 修 君	9番 小杉 久美子 君

10番 久保友子君
 12番 西村豊君
 14番 松田兼宗君

11番 木村俊広君
 13番 堀合哲哉君
 15番 宮本秀逸君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	梶谷 恵造 君
副町長	片野 滋 君
会計管理者兼 出納室長 監査委員	佐々木 陽市郎 君
総務課長	池田 勝元 君
選挙管理委員会 書記長兼監査 事務局書記長	木村 浩二 君
防災交通課長	菊池 一夫 君
契約管理課長	小田桐 克幸 君
企画振興課長	小井田 徹 君
企画振興課参事 兼計画係長	長瀬 賢一 君
税務課長	川村 勝幸 君
収納管理課長	山田 真人 君
保健福祉課長	池田 仁志 君
保健福祉課参事 保健福祉課参事兼 保健センター長	住吉 英勝 君
住民生活課長	千葉 正一 君
環境課長	千金丸 由起子 君
農林課長	島田 宏信 君
農業委員会事務局長	山本 憲涉 君
水産課長	宮崎 修一 君
水産課参事	鈴木 安明 君
商工労働観光課長	黒川 英一 君
商工労働観光課参事	岩瀬 英樹 君
建設課長	寺澤 英崇 君
砂原支所長	横山 崇裕 君
	富原 尚史 君
	落合 浩昭 君

地域振興課長 兼地域振興係長 兼町民・年金係長 保健対策課長	角 野 雄 平 君 伊 賀 野 美 子 君 若 松 幸 弘 君
教 育 長	香 田 隆 君
学校教育課長 社会教育課長 兼公民館長 図書館長	安 藤 仁 君 宮 崎 弘 光 君 中 島 将 尊 君
生涯学習課長 生涯学習課参事 兼生涯学習係長 兼体育館長 兼青少年会館長 給食センター長	澤 田 勝 則 君 渡 邊 義 教 君 金 丸 孝 也 君 金 丸 義 樹 君
さくらの園・園長	柏 渕 茂 君
病院事務長	坂 田 明 仁 君
上下水道課長	石 島 則 幸 君
上下水道課参事	小 松 裕 章 君
消 防 長	山 下 英 一 君
消 防 次 長	澁 谷 成 輝 君
兼庶務課長	東 谷 直 樹 君
消 防 署 長	

○出席事務局職員

事務局 長	藤 田 司 志 君
次 長 兼	村 本 政 君
議事係 長	喜 田 和 子 君
庶務係 長	

○会議に付した事件

- 1 議案第11号 平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 2 議案第12号 平成28年度森町介護保険事業特別補正予算（第3号）
- 3 議案第13号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 4 議案第14号 平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第1号）
- 5 議案第15号 平成28年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
- 6 議案第16号 平成28年度森町水道事業会計補正予算（第1号）
- 7 議案第17号 平成28年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 8 同意第1号 副町長の選任について
- 9 意見書案第1号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書

- 1 0 意見書案第 2 号 「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書
- 1 1 意見書案第 3 号 介護報酬の再改定を求める意見書
- 1 2 意見書案第 4 号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置、並びに「高額療養費」と「後期高齢者窓口負担」の現行制度維持を求める意見書
- 1 3 意見書案第 5 号 年金支給額抑制に反対し、最低保障機能の拡充を求める意見書
- 1 4 意見書案第 6 号 大雨災害に関する意見書
- 1 5 意見書案第 7 号 J R 北海道への経営支援を求める意見書
- 1 6 議員の派遣について
- 1 7 休会中の所管事務調査等の申し出

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、15番、宮本秀逸君、1番、三浦浩三君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第3、議案第11号 平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（住吉英勝君） 議案第11号について説明させていただきます。

本案は、平成28年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第3回目となるものです。

歳入歳出それぞれ9万8,000円を増額し、歳入歳出それぞれ33億2,843万2,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。初めに、歳出についてご説明いたします。6ページ、7ページをお開き願います。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の補正につきましては、人件費について9万8,000円を増額しようとするものです。

次に、歳入についてご説明いたします。4ページ、5ページにお戻りいただきまして、款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、人件費に係る9万8,000円を補正しようとするものです。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。よろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第3、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第12号

○議長(野村 洋君) 日程第4、議案第12号 平成28年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事(千葉正一君) 議案第12号について説明させていただきます。

本案は、平成28年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第3回目となるものであります。

歳入歳出それぞれ46万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億4,817万4,000円にしようとするものであります。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4、5ページをお開き願います。歳入、款8繰入金、項1一般会計繰入金46万7,000円につきましては、人件費及び保険料の払戻金に伴う補正であります。

続きまして、6、7ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費10万6,000円、項3介護認定審査会費4万7,000円、款4地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費16万4,000円につきましては、いずれも人件費に伴う補正であります。

款5諸支出金、項1償還金及び還付金15万につきましては、第1号被保険者の過年度分における保険料等の払戻金に伴う補正であります。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○議長(野村 洋君) これから議案第12号に対する質疑を行います。よろしいですか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第5、議案第13号 平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（柏渕 茂君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第4回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に109万4,000円を追加して、歳入歳出それぞれ2億7,574万4,000円にしようとするものでございます。

事項別明細書4ページをお開き願います。4ページから5ページの歳入ですが、款3繰入金と款4繰越金につきましては、歳出でご説明いたします各経費の財源に充当するものでございます。

次に、6ページをお開き願います。6ページから7ページの歳出上段、款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費、節11需用費は主なものとして全自動洗濯機修繕とホール及び東側居室前の防排煙設備修繕、節13委託料は夜警員の休暇分をシルバー人材センターへ委託するものでございます。

次に、下段の款2事業費、項1施設介護サービス事業費、目1施設介護サービス事業費、節3職員手当は、介護職員の勤勉手当等を精査するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第13号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第14号 平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイ

クル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（黒川安明君） 議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第1回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ5,674万5,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。歳入の変更はございませんので、4ページ、5ページをお開きください。歳出のみ説明いたします。款1項1目1総務事業費、節11需用費323万2,000円を減額し、節13委託料306万9,000円を増額するものでございます。なお、需用費の消耗品費413万2,000円の減額は電解処理量が減ったことによるもので、同額を修繕料のほか、節3職員手当、節13委託料、節27公課費に充当することとしております。

以上で終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第14号に対する質疑を行います。

○11番（木村俊広君） 委託料ということでウロ貯蔵処理業務委託料なのですが、以前より減ってきていると思うのですが、どれぐらい、あとタンクにどれだけ残っているのか。

○水産課長（黒川安明君） 8基あるタンクのうち、あと5つ残っています。

○11番（木村俊広君） 300万ぐらいなのですが、これでどれぐらい減らすことができますか。

○水産課長（黒川安明君） これでおおよそ1槽のタンクの7割から8割程度かと思えます。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第15号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第15号 平成28年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（坂田明仁君） 議案第15号についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第1回目となるものでございます。

第2条、平成28年度森町国民健康保険病院事業会計予算第2条に定めた業務の予定量の（4）、建設改良事業に空調設備調査設計委託業務を追加するものでございます。

第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入、第1款病院事業収益、既決予定額8億8,401万7,000円に9,602万4,000円を追加し、9億8,004万1,000円とするものでございます。支出、第1款病院事業費用、既決予定額11億7,406万8,000円に12万1,000円を追加し、11億7,418万9,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。収入、第1款資本的収入、支出、第1款資本的支出、それぞれ既決予定額1億3,719万2,000円に452万5,000円を追加し、1億4,171万7,000円とするものでございます。

第5条、債務負担行為の補正につきましては、平成28年度から平成29年度の院内清掃業務委託に係る債務負担の設定でございます。

第6条の企業債につきましては、予算第5条に施設改修事業を追加するものでございます。

3ページをお開きください。第7条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものでございます。企業債償還利息支払い金、既決予定額2,536万5,000円から17万9,000円を減額し、2,518万6,000円、不採算地区運営補助金、既決予定額5,052万円に1,263万円を追加し、6,315万円、経営健全化補助金、既決予定額127万2,000円に8,329万円を追加し、8,456万2,000円とするものでございます。

以下、5ページ以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金、補正予定額9,574万1,000円は、企業債利息支払い金の減額、不採算地区病院運営補助金、経営健全化補助金の増額でございます。

次に、項3特別利益、目2固定資産売却益、補正予定額28万3,000円の増額補正は、CTスキャナー売却益でございます。

次に、支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目6研究研修費、研究雑費の30万円の増額補正は、医師及び看護師の研修会議資料代でございます。

次に、項2医業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費17万9,000円の減額補正は、平成27年度に借り入れた地方債の企業債利息を精査したものでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。資本的収入及び支出の収入、款1資本的収入、項1企業債、目1企業債の500万円の増額補正は、空調設備調査設計委託業務、項2出資金、目1出資金の47万5,000円の減額補正は、平成27年度に借り入れた地方債の企業債元金を精査したものでございます。

次に、支出、款1資本的支出、項1建設改良費、目3施設改良費、委託料の補正予定額500万円の増額補正は、空調設備調査設計業務委託、項2企業債償還金、目1企業債償還金の補正予定額47万5,000円の減額補正は、平成27年度に借り入れた地方債の企業債償還金を精査したものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第15号に対する質疑を行います。いいですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第7、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第16号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第16号 平成28年度森町水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第16号についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度森町水道事業会計予算の第1回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億582万1,000円に24万7,000円増額し、支出総額を3億606万8,000円にしようとするものでございます。

第3条の債務負担行為につきまして、予算第5条として、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を記載のとおり定めようとするものでございます。事項として、平成29年度水道施設庁舎清掃業務委託に関する債務負担行為、期間として平成28年度から平成29年度、限度額として258万円でございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費19万7,000

円と目5総係費5万円の増額は、人事院勧告に基づく職員給与費の補正によるものです。

次に、債務負担行為に関する調書は、4ページに記載のとおりとなっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第16号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第17号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第17号 平成28年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（石島則幸君） それでは、議案第17号についてご説明申し上げます。

本案は、平成28年度森町公共下水道事業会計予算の第2回目の補正予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億7,860万7,000円に4万7,000円増額し、支出総額を4億7,865万4,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の4億1,322万4,000円に9万5,000円増額し、支出総額を4億1,331万9,000円にしようとするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。3ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費4万7,000円の増額は、人事院勧告に基づく職員給与費の補正によるものです。

資本的収入及び支出の支出について、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費9万5,000円の増額は、同じく人事院勧告に基づく職員給与費の補正によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第17号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから議案第17号を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。
日程第9、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 同意第1号

○議長（野村 洋君） 日程第10、同意第1号 副町長の選任について同意を求める件を議題とします。

本件について提案者の説明を求めます。

○町長（梶谷恵造君） ただいま議題となりました同意第1号 副町長の選任について提案理由をご説明申し上げます。

森町副町長、片野滋氏は本年12月10日をもって任期満了となりますので、その後任を選任するに当たり、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

後任の副町長につきましては、木村浩二氏を選任したいと思います。同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー12を提出しておりますので、詳細につきましては省略させていただきますが、旧砂原町へ奉職後、数多くの役職を歴任されており、広い分野にわたる豊富な行政経験は森町行政の一端を担っていただくことを考慮するに当たり、適任であると考えます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから同意第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。
これから同意第1号を採決します。
お諮りします。この採決は起立により行います。

同意第1号に賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。
したがって、同意第1号は原案のとおり同意されました。

ただいま副町長の選任について議会の同意があり、就任されます木村総務課長よりご挨拶がございます。壇上にてご挨拶をお願いします。

○総務課長（木村浩二君） ただいま選任をいただきました。まことに光栄に存じ上げますとともに、改めて重責を感じているところであります。今まで職員としていろいろな部署でいろいろな仕事をつかさどってまいりました。各分野におきましてさまざまな課題が山積していることは承知してございますが、梶谷町政が決して後退することなく確実に前進できるよう、この大役を務め上げてまいりたいと、そう思っております。今後とも議員の皆様におかれましては、温かいご支援とお力添えを賜りますようお願い申し上げ、お礼のご挨拶といたします。

本日はまことにありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 以上で挨拶を終わります。

◎日程第11 意見書案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第11、意見書案第1号 地域防災力の向上と災害に強い防災拠点の整備を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 意見書案第2号

○議長（野村 洋君） 日程第12、意見書案第2号 「米政策改革」に対する稲作農家の不安を払拭し経営の安定と担い手経営の再生産の確保を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

したがって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 意見書案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第13、意見書案第3号 介護報酬の再改定を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

したがって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 意見書案第4号

○議長(野村 洋君) 日程第14、意見書案第4号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置、並びに「高額療養費」と「後期高齢者窓口負担」の現行制度維持を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

したがって、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 意見書案第5号

○議長(野村 洋君) 日程第15、意見書案第5号 年金支給額抑制に反対し、最低保障機能の拡充を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

したがって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 意見書案第6号

○議長(野村 洋君) 日程第16、意見書案第6号 大雨災害に関する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第6号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第6号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

したがって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 意見書案第7号

○議長(野村 洋君) 日程第17、意見書案第7号 JR北海道への経営支援を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第7号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第7号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

したがって、意見書案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第18、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、日程第18のお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする出席議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第19 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第19、休会中の所管事務調査等の申し出についてを議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申し出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） お諮りします。

これをもちまして平成28年第1回森町議会12月会議に付議されました議件の審議は全て終了しました。

よって、平成28年第1回森町議会12月会議を終了いたします。

ご苦労さまでした。

休会 午前10時33分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、
ここに署名する。

平成28年12月7日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員